

平成 2 2 年 第 4 8 回定例会

# あわらし市議会会議録

平成 22 年 6 月 7 日 開 会

平成 22 年 6 月 23 日 閉 会

あわらし市議会

平成22年 第48回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(6月7日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第54号から議案第57号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・討論・採決	9
議案第58号から議案第59号の一括上程・提案理由説明	11
議案第60号から議案第61号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	12
議案第62号から議案第70号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	14
議案第71号から議案第73号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	17
議案第74号の上程・提案理由説明・採決	18
請願第1号、請願第2号、陳情第1号の一括上程・委員会付託	19
発議第6号の提案理由説明・質疑・討論・採決	19
散会の宣言	21
署名議員	21

第 2 号(6月14日)

議事日程	22
出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条により出席した者	23
事務局職員出席者	23
開議の宣告	24
会議録署名議員の指名	24
一般質問	24

吉田太一君	24
一般質問	29
牧田孝男君	29
一般質問	32
山田重喜君	32
一般質問	36
八木秀雄君	36
一般質問	45
山川知一郎君	45
一般質問	56
笹原幸信君	56
散会の宣言	63
署名議員	63

### 第 3 号 ( 6 月 2 3 日 )

議事日程	64
出席議員	66
欠席議員	66
地方自治法第 1 2 1 条により出席した者	66
事務局職員出席者	66
開議の宣告	67
会議録署名議員の指名	67
常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	67
議案第 6 0 号から議案第 6 5 号、議案第 6 8 号、議案第 7 0 号から議案第 7 3 号、 請願第 1 号、請願第 2 号、陳情第 1 号の委員長報告・質疑・討論・採決	67
議案第 7 5 号から議案第 7 7 号の提案理由説明 ・質疑・討論・採決	79
発議第 7 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	81
発議第 8 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	82
発議第 9 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	83
発議第 1 0 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	86
農業委員の推薦について	89
常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	89
閉議の宣告	89
市長閉会挨拶	89
議長閉会挨拶	91
閉会の宣告	91
署名議員	92

## 第48回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成22年6月7日(月)

午前9時30分

- 1. 開会の宣告
- 1. 市長招集あいさつ
- 1. 開議の宣告
- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度あわら市一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 4 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 6 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第 7 議案第58号 平成21年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第59号 平成21年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 9 議案第60号 平成22年度あわら市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第61号 平成22年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第62号 あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 あわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第64号 あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第65号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第66号 あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 6	議案第 6 7 号	あわら市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 6 8 号	金津創作の森条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 6 9 号	あわら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 7 0 号	あわら市農業者労働災害共済条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 7 1 号	市道路線の認定について
日程第 2 1	議案第 7 2 号	市道路線の廃止について
日程第 2 2	議案第 7 3 号	市道路線の変更について
日程第 2 3	議案第 7 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 2 4	請願第 1 号	選択的夫婦別姓導入など民法改正を求める意見書提出に関する請願書
日程第 2 5	請願第 2 号	日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす法制定を求める意見書採択を求める請願書
日程第 2 6	陳情第 1 号	農業農村整備事業予算の確保を求める陳情書
日程第 2 7	発議第 2 号	あわら市議会議員政治倫理条例の制定について

( 散 会 )

---

出席議員（17名）

1番	吉田太一	3番	杉本隆洋
4番	山田重喜	5番	三上薫
6番	八木秀雄	7番	笹原幸信
8番	山川知一郎	9番	北島登
10番	向山信博	11番	坪田正武
12番	丸谷浩二	13番	牧田孝男
14番	卯目ひろみ	15番	宮崎修
16番	山川豊	17番	東川継央
18番	杉田剛		

欠席議員（1名）

2番 森之嗣

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	辻邦雄
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	藤崎恒美	会計管理者	長谷部泰司
土木部理事	佐々木賢	市民福祉部理事	辻博信
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	事務局参事	山口徹
書記	中辻雅浩		

---

### 議長開会宣告

議長(丸谷浩二君) ただいまから、第48回あわら市議会定例会を開会いたします。  
(午前9時34分)

---

### 市長招集挨拶

議長(丸谷浩二君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶があります。  
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 本日、ここに第48回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月に入り、ようやく初夏の訪れを感じる季節となりました。議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず、本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

去る6月2日、鳩山首相が、同日午前にかかれた民主党両院議員総会において、辞任する意向を表明いたしました。最近の政治情勢から見て、そのような気配は感じられたものの、大変驚いているところであります。私といたしましては、参議院議員通常選挙を間近に控えていることや、米軍普天間基地移設問題や「政治とカネ」の問題などにより辞任の決断を余儀なくされたものと考えております。

しかしながら、国、地方を通して、いまだに厳しい経済情勢の中にあります。新しいリーダーとなった菅首相には、一刻も早く山積する重要課題に取り組んでいただき、活力ある国づくりに邁進していただくことを切に願っているものであります。

さて、5月26日の明け方、芦原温泉芸妓協同組合のけいこ場兼事務所が全焼するという、あわら市、そして芦原温泉にとって大変ショッキングな出来事が起こりました。この火事で、木造2階建て200㎡を全焼したほか、中で保管していた着物や帯、かつら、三味線などの貴重な財産が焼失し、その損害額は数千万円に上ると言われております。私もすぐ現場に駆けつけましたが、芸妓組合の北野理事長をはじめ、関係者の皆さんの落胆の表情を拝見し、そのご心痛やいかばかりかと察した次第であります。

ただ、こうした伝統芸能の存亡にも直結しかねない厳しい状況にあって、15人の芸妓をはじめとする関係者の皆さんが、いつまでも失意に暮れることもなく、28日から早速芦原温泉街の空き家に事務所を開設し、再起に向けた取り組みを始めたことがせめてもの救いであります。

火災の原因は現在のところ特定はされておりませんが、昭和31年の芦原大火、昭和57年の温泉5丁目大火を経験した芦原温泉とそこに暮らす人たちにとって、火事は大変敏感かつナーバスになる災害であります。

市といたしましても、芦原温泉とともに130年の歴史を重ね、いきであてやかなお座敷文化を支えてきた芦原芸妓の芸が廃れることのないよう、関係機関と協力

しながら、できる限り芸妓協同組合の再起に向けた支援を行って参りたいと考えております。

一方、金津創作の森の構想段階から、グランドデザインの策定にかかわられ、平成10年から初代の館長を務めていただいていた針生一郎氏が、同じ5月26日に急逝されました。

亡くなる前日の25日も、金津創作の森で開催された同財団の理事会でご一緒いたしました。そのとき、幾分お疲れのご様子にも見えたことから、健康にご留意くださいと声をかけ、心配していたところです。理事会終了後帰郷されると伺っていましたが、翌日伝えられた急な訃報に大変驚き、また残念に思っているところです。

針生氏のこれまでのご功績により、金津創作の森は、全国でも類のない現代アートの発信拠点としての地位を占めるに至りました。氏に対しましては、あわら市として言い尽くせぬほどの感謝の言葉がございますが、今はただ、心からご冥福をお祈りしたいと思います。

なお、6月1日の告別式には副市長が参列し、最後のお別れをいたしております。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、専決処分に関するもの4議案、繰越明許の報告に関するもの2議案、補正予算に関するもの2議案、条例の改正に関するもの9議案、市道の認定、廃止及び変更に関するもの3議案、及び人事案件1議案の計21議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

---

#### 開議の宣告

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、17名であります。森 之嗣君は欠席の届け出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

議長（丸谷浩二君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 事務局長。

事務局長（田崎正實君） 諸般の報告をいたします。

平成22年3月1日招集の第47回あわら市議会定例会において議決されました議案につきましては、3月19日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配布してあります陳情等文書表のとおりであります。



次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案 21 件、請願 2 件であります。  
本定例会の説明出席者は、市長以下 13 名であります。  
以上でございます。

---

#### 行政報告

議長（丸谷浩二君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、政策課所管では、5月21日に「あわらしの便利帳」を発刊いたしました。この便利帳は、市役所の窓口案内をはじめとする行政情報や市内の見どころ情報などをまとめたもので、行政情報に関しては市がこれを提供し、その他の情報については、電話帳の「テレパル50」などを手がけるサイネックスという会社が収集した上で、編集・発行したものであります。

なお、編集・発行に当たっては、企業や事業所などからの広告収入により賄っており、本市の費用負担は発生しておりません。

ご案内のように、昨年11月に株式会社サイネックスと発行に関する協定書を締結いたしました。以後、政権交代による制度変更などにも対応しながら編集作業を進め、このたびの発刊となったところです。

この便利帳は、市内全世帯へ配布するほか、新たにあわらし市に転入してきた世帯へも窓口で配布いたしますが、このうち世帯への配布についてはサイネックスが順次行い、先般、市内全世帯への配布が完了したとの報告を受けております。なお、掲載情報につきましては、3年から5年を目途に更新をして参りたいと考えております。

次に、5月25日に、市民活動サポート助成金に係る提案事業の公開プレゼンテーションと審査会を実施いたしました。この助成金事業は、今年度から取り組んでおりますH E E C E構想の一環として行うもので、5人以上の市民で構成する団体からまちづくりに関する事業を提案していただき、すぐれた提案に対し助成金を交付しようというものであります。5月18日までの募集期間に七つの団体から提案が寄せられ、25日のプレゼンテーションと審査会の実施となったわけですが、いずれの取り組みもユニークなものばかりで、プレゼン、審査会ともに熱の込められた内容となりました。

審査は、福井工業大学デザイン学科の吉野 剛准教授や、坂井市三国町でおけら 牧場・ラーバンの森などを主催する山崎洋子さん、そして私など5人が当たりましたが、慎重に行い、その結果、音泉組、NPO法人グリーンウェル、桜守り隊をはじめ、五つの団体の取り組みが助成の対象として選考されました。助成対象となった皆さんの今後の活動を楽しみにするとともに、惜しくも対象外となった皆さんには、次回以降の提案に期待したいと思います。

次に、経済産業部関係でございますが、観光商工課所管では、あわら市観光協会の状況について申し上げます。旅館会館で芦原温泉旅館協同組合と同居していたあわら市観光協会でございますが、年度末にあわら湯のまち駅舎へ事務所を移転し、4月1日からは、任意団体から一般社団法人へ移行いたしました。事務局には旅行業務取扱管理者の資格を有する3名の職員を配置して業務に当たっております。

今後の予定といたしましては、7月上旬に第1回の社員総会を開催し、新役員の選出や、魅力創造委員会など七つの委員会を設置することになっております。

また、第3種旅行業務を7月には登録できる予定であり、本格的な着地型観光の推進に取り組むことになっております。市といたしましては、観光交流人口の拡大による地域活性化を目標とする新しい観光協会の活躍を大いに期待しているところであります。

次に、芦原温泉芸妓協同組合へ委託している伝統芸能育成事業について申し上げます。全国募集をしている芦原芸妓でございますが、現在1名の採用が決定し、6月中旬から、芸妓を目指し、けいこを開始することになっております。今後も全国PRに力を入れ、5名の芸妓の卵を採用できるよう、芸妓組合と連携して参りたいと考えております。

次に、スマイルサポート事業について申し上げます。今年度からあわら市が展開しているHEECE構想事業の一つにスマイルサポート事業があります。この事業は、JR芦原温泉駅に、乗降客の荷物などを運搬したり、体の不自由な方やお年寄りの介助を行ったりする人員を配置して、駅を利用する皆さんにサービスを提供しようというものです。

現在のJR芦原温泉駅は、改札口などが2階に設置されていることから、重い荷物を持っている人や体の不自由な人などからは、その利便性の向上を求めるところをいただいております。しかしながら、北陸新幹線の整備が決定しない現時点では駅の整備方針も不透明なままで、エレベーターなどのバリアフリー対策も思うようには進められない状況となっております。

スマイルサポート事業は、こうしたことを背景に5月末からスタートしたもので、毎日午前9時から午後6時まで、2人のポーターを駅に配置し、乗降客の荷物の運搬や介助といったサービスを提供しております。また、ただ荷物などを運んだり介助したりするのではなく、おもてなしの心を込め、笑顔で接することに心がけ、簡単な観光案内や駅構内の清掃も行うなどして、あわら市の好感度アップを図って参ります。

なお、このスマイルサポート事業は、このたびの緊急雇用創出事業の交付金を活用して行っており、実施期間は来年3月末までを予定しておりますが、ご好評をいただけるようであれば、さらに1年間の延長を検討したいと考えております。

最後に、教育委員会関係でございますが、スポーツ課所管では、去る5月16日に第7回あわら市トリムマラソンを開催いたしましたところ、丸谷議長をはじめ、議員各位には開会式にご出席を賜り、心からお礼を申し上げます。

当日は、風薫る文字どおりの快晴に恵まれ、ランナーは沿道の声援を受けながら、新緑の映える並木道や金津の街なかを思い思いのペースで気持ちよく駆け抜けていただいたものと思っております。今年は2,011名の参加申し込みがあり、過去最高の1,914名が完走いたしました。

ところで、今回は県警察本部交通機動隊のご協力により、10kmコースではあわら市出身の女性隊員1名を含む2台の白バイに先導していただきました。また、恒例となっております、芦原温泉旅館協同組合女将の会の方々がゴールしたランナーに冷たいおしぼりを提供するサービスも大変好評であったとの報告を受けております。

関係者の皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後もスポーツと観光・文化との連携を図り、あわら市の特性を生かしたトリムマラソンにして参りたいと考えております。

文化学習課所管の金津創作の森では、新年度に入り、4月17日から、「画家・志田弥広の足跡をたどって」を開催しております。志田先生は、高校の美術教師の傍ら、金津町文化財保護委員を務めていただき、金津創作の森立ち上げにもご尽力をいただきました。その後も財団理事として財団運営にもご尽力いただきましたが、平成20年5月に急逝されました。今回は、志田先生の作品を年代ごとに展示し、作風の変化や、画家活動の中で多くの人との交流の足跡をたどったものとなっております。観覧者は50代から70代の人が多く、これまでの展覧会とは違った年代層の方が多数来館されております。

また、恒例となりました「森のアートフェスタ」は今回で10回目を迎え、5月8日と9日の両日にわたり開催し、好天にも恵まれ、福井県内外から約1万2,000人の方出でにぎわいました。出展者のジャンルが多彩であったため、来場者の方は大変満足であったという結果が、アンケート調査で伺えました。

以上で行政報告を終わります。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、杉本隆洋君、4番、山田重喜君の両名を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（丸谷浩二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より6月23日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

---

#### 議案第54号から議案第57号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第3、議案第54号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度あわら市一般会計補正予算（第11号））、日程第4、議案第55号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について）、日程第5、議案第56号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、日程第6、議案第57号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号））

以上の議案4件を一括議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第54号から議案第57号までの専決処分の承認を求めることについての4議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号につきましては、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第11号）で、歳入歳出それぞれ3億3万円の追加を専決処分したものであります。これに伴い、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ171億8,918万5,000円となっております。

次に、補正の主な内容をご説明申し上げます。

歳入については、特別地方交付税1億9,809万5,000円を追加計上するほか、地方譲与税、国庫補助金、市債など、額の最終確定に伴い、それぞれ増減額を精算、計上するものであります。

一方、歳出については、財政調整基金に3億円を積み立てるほか、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費等において、歳入の精算に伴う財源振替を行うもので、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

議案第55号につきましては、あわら市税条例の一部を改正したものであります。地方税法の改正に伴い、個人住民税における扶養控除の見直しや、新築住宅特例をはじめとする固定資産税の減額措置の継続のほか、たばこ税の税率の引き上げ等に係る所要の改正を行うことについて、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

議案第56号につきましては、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。地方税法の改正に伴い、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の課

税限度額の引き上げのほか、減額賦課割合の変更等に係る所要の改正を行うことについて、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

議案第57号につきましては、平成22年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)で、2億8,285万7,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,685万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成21年度の歳入不足額を補てんするための繰上充用金2億8,285万7,000円を計上するものであります。これに伴う歳入といたしまして、土地建物売払収入2億8,285万7,000円を計上いたしております。本年5月31日付で専決処分を行ったものであります。

以上が専決処分の内容であります。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長(丸谷浩二君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(丸谷浩二君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第57号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これから討論、採決に入ります。

---

議長(丸谷浩二君) 議案第54号について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第54号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

議長(丸谷浩二君) 議案第55号について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第56号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第57号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第58号から議案第59号の一括上程・提案理由説明

議長（丸谷浩二君） 日程第7、議案第58号、平成21年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第8、議案第59号、平成21年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

以上、議案2件を一括議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第58号、平成21年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び議案第59号、平成21年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2議案についてご報告申し上げます。

議案第58号につきましては、繰越計算書に記載されておりますとおり、総務費で、庁舎屋上防水工事1,020万円、民生費で、子ども手当に係る広域圏負担金498万3,000円、保育所改修事業1,080万円及び幼稚園改修事業652万円、衛生費で、新型インフルエンザ予防事業108万円、農林水産業費で、県営かんがい排水事業負担金434万円及び経営体育成基盤整備事業負担金35万5,000円、商工費で、多目的広場整備事業7,500万円、セントピアあわらリニューアル

工事790万円及び芦原温泉駅前公衆便所バリアフリー化工事315万円、土木費で、道路一般改良舗装事業3,000万円及び県営道路改良事業負担金470万円、消防費で、全国瞬時警報システム整備工事866万5,000円、教育費で、伊井小学校グラウンド改修工事1,900万円、小学校耐震改修事業11億2,143万4,000円、校内LAN整備工事674万5,000円、中学校耐震改修事業14億994万5,000円、幼稚園耐震改修事業4,434万4,000円、公民館改修事業4,620万円、体育施設改修事業790万円及びB&G海洋センタープールろ過機改修工事200万円の合計28億2,526万1,000円を平成22年度への繰越額として決定したものであります。

これらの財源といたしましては、既収入特定財源9万5,000円のほか、国県支出金19億4,211万円、地方債8億1,890万円及び一般財源6,415万6,000円を計上いたしております。

議案第59号につきましては、公共下水道事業会計において、資本的支出の建設改良費で、九頭竜川流域下水道事業建設負担金220万円を平成22年度への繰越額として決定したものであります。この財源といたしましては、損益勘定留保資金220万円を計上いたしております。

以上2議案についてご報告いたします。

議長（丸谷浩二君） 議案第58号、議案第59号の議案2件については、これをもって終結いたします。

---

#### 議案第60号から議案第61号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第9、議案第60号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第61号、平成22年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

以上の議案2件を一括議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第60号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第1号）及び議案第61号、平成22年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号につきましては、2億7,384万4,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億3,384万4,000円とするものであります。

歳出の主なものからご説明いたします。

まず、総務費のほか、各款にわたって、市役所庁舎、保育所、公民館など各公共施設のデジタル放送対応経費として総額422万円を計上いたしております。

次に、民生費では、児童福祉総務費で、保育所カウンセラー配置事業に係る経費 1 0 0 万円などを計上いたしております。

労働費では、緊急雇用創出事業として、市民生活課の不法投棄回収、処分業務委託料をはじめ、各課所管に係る三つの事業に係る経費 4 2 6 万 1 , 0 0 0 円を計上いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で、明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金 1 , 4 2 7 万 1 , 0 0 0 円を計上するほか、農地費で地域水利施設活用事業補助金 3 5 8 万 7 , 0 0 0 円を計上いたしております。

土木費では、都市計画総務費で、景観行政推進業務委託料が国庫補助事業の対象になることから、2 2 0 万円を追加計上するほか、十日・嫁威線に係る市街地整備事業 3 , 0 0 0 万円を計上いたしております。

また、公共下水道費では、国土交通省所管に係る国庫補助金が一括交付金化されることに伴い、これまで下水道事業会計で直接受け入れていた補助金を、一たん社会資本整備総合交付金として一般会計で受け入れ、公共下水道事業会計補助金として支出するため、2 億円を計上いたしております。

このほか、住宅管理費で、旭団地総合改修工事等の見直しを行ったことにより、公営住宅ストック総合改善事業 2 3 0 万 4 , 0 0 0 円を減額いたしております。

消防費では、常備消防費で、耐震性貯水槽の整備や職員の子ども手当に係る嶺北消防組合負担金 6 8 3 万 4 , 0 0 0 円を追加計上いたしております。

教育費では、中学校費の学校管理費で、女性の体育講師を加配するための臨時職員賃金 2 2 4 万 7 , 0 0 0 円を追加計上するほか、幼稚園費で第 3 子以降保育料無料化事業に伴う給食費扶助 1 0 2 万 4 , 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、歳入であります。使用料及び手数料では、第 3 子以降保育料無料化事業に伴い、教育使用料で幼稚園保育料 1 1 8 万 8 , 0 0 0 円を減額いたしております。

国庫支出金では、農林水産業費国庫補助金で、鳥獣害防止総合対策事業補助金が国庫補助金から県補助金に振りかえられたことから、2 , 1 5 7 万円を減額する一方、土木費国庫補助金、消防費国庫補助金及び教育費国庫補助金で、国土交通省所管に係る国庫補助金が一括交付金化されることに伴い、これらを社会資本整備総合交付金として計上し直しております。

県支出金では、労働費県補助金で、県緊急地域雇用創出特別基金事業補助金 4 2 6 万 1 , 0 0 0 円を追加計上いたしております。

また、農林水産業費県補助金で、明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金 1 , 0 9 7 万 8 , 0 0 0 円を計上するほか、鳥獣害防止総合対策事業補助金 2 , 1 5 7 万円を計上いたしております。

このほか、繰越金 3 , 1 6 4 万 3 , 0 0 0 円、市債 1 , 3 9 0 万円をそれぞれ追加計上いたしております。

最後に、地方債の補正であります。芦原温泉駅前周辺整備事業及び公営住宅ストック改善事業について、それぞれ所要の変更措置を行っております。



次に、議案第61号、平成22年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入において、下水道事業国庫補助金2億円を減額し、同額を社会資本整備総合交付金として一般会計補助金に振りかえるものであり、予算額の変更は行っておりません。

以上、2議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号、議案第61号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 議案第62号から議案第70号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第11、議案第62号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第63号、あわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第64号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第65号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第66号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第67号、あわら市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議案第68号、金津創作の森条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18、議案第69号、あわら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議案第70号、あわら市農業者労働災害共済条例の一部を改正する条例の制定について

以上の議案9件を一括議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第62号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第70号、あわら市農業者労働災害共済条例の一部を改正する条例の制定についてまでの9議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い人事院規則が改正され、これに準じて本条例について所要の改正を行うものであります。

内容の主なものといたしましては、次の議案第63号において育児休業の取得に係る条件が緩和されることに伴い、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができることとする改正等を行うものであります。

議案第63号、あわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。内容といたしましては、育児休業の取得に係る条件を緩和するものであります。

議案第64号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、金津東部土地区画整理事業区域内の土地の換地処分が完了したため、所要の改正を行うものであります。

議案第65号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定についても議案第64号同様、金津東部土地区画整理事業区域内の土地の換地処分が完了したため、所要の改正を行うものであります。

議案第66号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、下水道使用料の改定を行うものであります。下水道事業経営の健全化を進め、独立採算の原則のもと安定した運営を図るため、基本料金で105円、超過料金で5円の引き上げを行うものであります。施行日は、本年10月1日からとなっております。

議案第67号、あわら市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定については、農業集落排水使用料の改定を行うものであります。青ノ木・宮谷地区農業集落排水処理施設においては、基本料金で210円、人員割料で10円の引き上げを、一方、劔岳地区農業集落排水処理施設においては、基本料金で105円、超過料金で5円の引き上げを行うものであります。施行日は、本年10月1日からとなっております。

議案第68号、金津創作の森条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者や障害者の利用の促進を図るとともに、施設の利用実態に即した料金体系とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第69号、あわら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道料金の改定を行うものであります。水道事業経営の健全化を進め、独立採算の原則のもと安定した運営を図るため、基本料金で105円、超過料金で5円の引き上げを行うものであります。施行日は、本年10月1日からとなっております。

議案第70号、あわら市農業者労働災害共済条例の一部を改正する条例の制定については、農地法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、農業生産法人以外の法人等についても農地を借りることが可能となったこと、また、市農業サポートセンターによる農家支援事業が実施されることから、農業生産法人以外の法人に適用される従事者及び農業の活性化を支援する都市住民を共済事業の対象とするため、所要の改正を行うものであります。

以上、9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 議案66号、67号、69号に関しまして、これは上下水道の値上げの問題であります。現在の水道料金は県内の他市と比べてどうかということ。それから、上水道、下水道の現在の滞納額はどれだけあるか。また、特にその中で、芦原財産区内の上水道、下水道の滞納額は幾らであるか。それから、三つ目に、この改定によって、それぞれ上水道、下水道の増収額は幾らになるか。下水道につきましては、劔岳、それから宮谷地区の農業集落排水の分も含めてお答えをいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 土木部長、木下勇二君。

土木部長（木下勇二君） ただいまの山川知一郎議員の質疑にお答えします。

議案第66号、議案第67号及び69号のあわら市上下水道料金及び農業集落排水事業使用料金の改定につきましては、今日までたびたび関係資料を議会に提出しながら申し上げているところでございますが、再度のご質疑ということで、改めて申し上げます。

1点目の、県内においての他市との料金比較でございますが、まず公共下水道使用料金でございますが、一般家庭で1月当たり30<sup>m</sup>を使用した場合の高い順に申し上げますと、1番目に大野市の4,725円、2番目に小浜市の4,620円、3番目に越前市の3,955円、4番目に鯖江市の3,860円となっております。次に、5番目としましてあわら市の3,675円の順となっております。お隣の坂井市と同額でございますが、1月当たり50<sup>m</sup>を超えますと、坂井市の方が高くなっております。

次に、農業集落排水使用料金でございますが、あわら市には、青ノ木・宮谷処理区と劔岳処理区の2処理区がございますが、お隣の坂井市との比較でございますが、坂井市は3,675円、劔岳地区については3,780円と相なっております。

次に、水道料金でございますが、同じく、1月30<sup>m</sup>を使用した場合の高い順に申し上げます。1番目に大野市の5,630円、次、2番目にあわら市の4,190円で、3番目、越前市の3,717円、4番目に坂井市の3,665円の順となっております。

2点目のご質疑の各会計の滞納額でございますが、平成21年の決算で、公共下水道会計では1億7,830万9,777円でございます。企業会計では、3月末で打ち切り決算を行いますので、つまり、11カ月分でございます。残り1カ月分の収納分を加算いたしますと、実質の滞納額は1億3,764万8,280円となって

おります。

次に、農業集落排水事業会計では、129万5,918円でございますが、これも公共下水道会計と同様な決算をいたしておりますので、残り1カ月分の収納分を加算いたしますと、実質の滞納額は16万4,233円となっております。その内訳として、青ノ木・宮谷処理区で5万1,450円、劔岳処理区で11万2,783円となっております。

次に、水道事業会計の滞納額は3,185万8,457円でございます。また、芦原温泉上水道財産区の水道料金の滞納額は327万3,263円とお聞きしております。

3点目の質疑で、特にその中で財産区域の公共下水道料の滞納額でございますが、公共下水道使用料金実質滞納額1億3,764万8,280円のうち、財産区域内の滞納額につきましては1億3,207万3,671円でございます。

最後の質疑の料金改定による増収額でございますが、公共下水道会計で約2,700万円、農業集落排水事業会計で約79万円。内訳としまして、青ノ木・宮谷処理区で28万円、劔岳処理区で51万円でございます。

次に、水道事業会計で、約2,600万円で1年間で増収があるものと見込んでおります。

なお、この料金改定に当たりましては、これまでも申し上げていきますように、昨年7月28日に市内各種団体で構成するあわら市水道料金等検討委員会を立ち上げていただき、11月25日の答申まで、都合4回の委員会を開催していただいた答申をもとに改定をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（丸谷浩二君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第70号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 議案第71号から議案第73号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第20、議案第71号、市道路線の認定について、日程第21、議案第72号、市道路線の廃止について、日程第22、議案第73号、市道路線の変更について

以上の議案3件を一括議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第71号、市道路線の認定についてから議案第73号、市道路線の変更についての3議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号につきましては、194号線及び195号線の2路線を新規に市道として認定するものであります。当該2路線につきましては、春宮2丁目地系の工場跡地の宅地造成区域内に新たにできた路線であります。いずれも市道と認定し、市において管理すべき路線と認められるものであります。

議案第72号につきましては、816号線を廃止するものであります。当該路線は、金津南部土地区画整理事業の中でコミュニティ道路として位置づけがされていたことから、歩行者専用道路での認定がされておりましたが、今回、道路改良工事に伴い廃止するものであります。

議案第73号につきましては、52号線を変更するものであります。本案につきましては、議案第72号で廃止する区間を含めて、52号線の起点を変更するものであります。

以上、3議案について、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第71号から議案第73号までの3議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

---

#### 議案第74号の上程・提案理由説明・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第23、議案第74号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第74号、人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、現人権擁護委員の北川賀文氏が、本年9月30日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

北川氏は、平成7年8月に人権擁護委員に就任され、これまで5期、委員を務められております。人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われまので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） ただいま議題となっております議案第74号につきましては、

会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) お諮りします。

議案第74号につきましては、異議はない旨の意見を付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

よって、議案第74号については、異議はない旨の意見を付することに決しました。

請願第1号、請願第2号、陳情第1号の一括上程・委員会付託

議長(丸谷浩二君) 日程第24、請願第1号、選択的夫婦別姓導入など民法改正を求める意見書提出に関する請願書、日程第25、請願第2号、日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす法制定を求める意見書採択を求める請願書、日程第26、陳情第1号、農業農村整備事業予算の確保を求める陳情書

以上の請願2件、陳情1件を一括議題とします。

議長(丸谷浩二君) ただいま議題となっています請願第1号、第2号、陳情第1号につきましては、厚生経済常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、第2号、陳情第1号は厚生経済常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

発議第6号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(丸谷浩二君) 日程第27、発議第6号、あわら市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 提出者、17番、東川継央君。

17番(東川継央君) 議長のご指名がありましたので、発議第6号、あわら市議会議員政治倫理条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

本案につきましては、あわら市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上を図り、もって市民に信頼される清潔で民主的な市政の発展に寄与するため、この条例を制定するものであります。

この条例案作成に当たっては、第3条で政治倫理基準の遵守を、第4条では請負等に関する遵守事項を加え、第5条では市民からの調査請求もできるような内容となっております。

なお、第5条の市民からの請求につきましては、100人以上の連署という数字が多いのではないかというような意見もありましたが、県内外のほとんどの市議会では複数の紹介議員を必要とすることとなっております。

なお、県内の市議会では、2市議会を除き、市民請求権そのものを規定していないところであります。

そのような中で、あわら市議会の場合は、議員の紹介を省き、市民だけで請求できる内容とさせていただきました。また、請求の重みとしても100人程度がよいのではという多数の意見を組み入れさせていただきましたので、ご理解をお願いします。

また、多くの議会が、議員自らの努力目標ということや、遵守事項のみの定めとなっているところが多数であります。本市議会では、この条例をより実のあるものとするべく、違反した場合の罰則規定を設けたところであります。

いずれにいたしましても、この条例のあるなしにかかわらず、我々議員一人一人が常に自らを厳しく律し、議会の権威を保ちつつ、市民の負託に応えていくことが重要なことは言うに及ばないところであります。

よって、所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、条例案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） ただいま議題となっております発議第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

（「討論あり」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） まず、原案に反対の方の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいまの提案につきましては、反対の立場で討論をさせて

いただきます。

この条例をつくることの趣旨については、全く異論はございません。ただ、今、提案者からもありましたが、市民が請求する場合に100人としているのは、私は多過ぎると。他の自治体では、市民の数とともに紹介議員をつけるというふうになっていると。その点、今回の提案は紹介議員はつけないと。このことも非常に私はよいと思いますが、それにしても、市民が本当に請求しやすくするという点では、100人はどう考えても多い。せめて50人。私は30人程度でもいいのではないかというふうに考えておりますが、その1点だけで、いささか問題があるというふうに考えますので、反対をいたします。

以上でございます。

議長（丸谷浩二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

議長（丸谷浩二君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） これで討論を終結いたします。

議長（丸谷浩二君） これより、発議第6号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立多数です。

したがって、発議第6号は提案のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣言

議長（丸谷浩二君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお、6月14日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前10時34分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成22年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



## 第48回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成22年6月14日(月)

午前9時30分開議

### 1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	辻邦雄
土木部長	木下勇二	教育部長	藤崎恒美
会計管理者	長谷部泰司	土木部理事	佐々木賢
市民福祉部理事	辻博信	農林水産課長	岡崎新右工門
観光商工課長	小林昭彦	芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	事務局参事	山口徹
書記	中辻雅浩		

---

### 開議の宣告

議長（丸谷浩二君） これより、本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は、北浦経済産業部長が欠席のため、代理で岡崎農林水産課長、小林観光商工課長が出席しております。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時30分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、杉本隆洋君、4番、山田重喜君の両名を指名します。

---

### 一般質問

議長（丸谷浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（丸谷浩二君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

まず一番目、教育長にお尋ねいたします。

前回3月議会で質問させていただきました児童の登下校の見守りシステム導入について再び質問させていただきます。

前回、教育長は「検討させていただきます」との回答でしたが、あれから3カ月が過ぎました。どのような検討をさせていただいたのか教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、議員におかれましては、子供たちの安全・安心のために、独自に防災のアンケートを実施していただきありがとうございました。

さて、市教育委員会では、3月定例会の一般質問でご提案いただきました「キッズ・ガードシステム」につきまして各学校と登下校の現状及びシステムの導入について検討させていただきました。

この中で、各学校では徹底した集団登下校の実施や、保護者への下校時間の周知、さらには、スクールバスで登下校する児童や放課後子供クラブを利用する児童も多

いことの理由で、今すぐにシステムを導入する必要性は感じていないとの意見が多数を占めている現状でありました。

また、「子ども110番の家」の増設、あるいは「子ども見守り隊」の一層の充実を図ることが子供たちの安全により重要なことであるとの意見もいただいております。

確かに、「キッズ・ガードシステム」はすぐれたシステムであり、保護者にとって安心できるものであるということは言うまでもありません。しかしながら、教育委員会では、子供の安全の確保は情報通信等に頼るばかりでなく、地域やPTAのご協力をいただきながら、子供に目を配り、声をかける取り組みを進めることも重要であると考えております。

従いまして、現時点では現在の「緊急メールシステム」を有効に活用しながら、学校単位で登下校の実態に合わせて、子供の安全を守る体制づくりに努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 教育長の考え方とか意見、よく分かりましたが、今回、私単独で市内各小学校のPTAを対象にアンケートをとらせていただきましたが、結果では、小学校1年で77.48%、2年生で69.79%、3年生で69.79%、4年生で69.11%、5年生で62.81%、6年生で71.32%、全体で71.05%の父兄の方が「是非利用したい」と回答していただいております。

金津地区に関しては、わずかではありますが平均を下回っていましたが、芦原地区に関しては、約80%の父兄の方が「利用したい」と答えています。また、芦原・金津両中学校に関しても62.5%の父兄が「利用したい」と回答しています。中学校の利用に関しては改良の余地はあるとは思いますが、このアンケート結果を教育長はどうとらえますか。

また、先日も中学校のPTAの方とお話ししたときに、金津小学校で利用していたご父兄の方ですが、ぜひ中学校でも取り入れてほしいという意見が私の方のところまで来ています。このアンケートに関して、教育長、どうとらえますか。回答お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 議員の今、アンケート結果に基づく見解についてということでお答えさせていただきます。

議員の独自調査による保護者の安全・安心への関心の高さについては、改めて認識をさせていただきました。しかし、保護者の方はまだこのシステムについて十分満足をしているというふうにも見られない面もあり、また、保護者の一部からは個人情報の問題や、共働きの場合、学校は出たものの、本当に帰宅したかどうかがわからないなどの問題点も指摘されています。

議員の調査結果につきましては、今後、各学校における安全・安心な登下校の体制づくりを進める上で、貴重な資料として参考にさせていただきたいと考えておりますので、今後ご助言をいただきますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 是非検討していただきたいと思います。

二つ目の質問に移りたいと思います。経済産業部課長にお尋ねします。

あわら湯のまち駅前多目的広場整備についてお尋ねします。

県からの補助金1億円、あわら市からの5,000万円、総額1億5,000万円の事業ですが、3月議会で予算を通した後、どのように進んでいますか。今後のスケジュールを教えてください。

また、この整備の行政側のコンセプトは何でしょうか。何をメインに考えていますか。

また、先日、多目的広場に関する市民検討会に私は参加してきましたが、若者から年配の方まで幅広い方が参加していました。熱く語る青年たちの意見を聞いて、あわら市の将来は大丈夫だなと感心しました。検討会のこれまでの経緯を見ますと、5月から現在まで12回開催されています。この検討会について、理事者側は知っていましたか。知っていたのであれば、この検討会に参加していたのでしょうか。参加していたのであれば、何回参加していたのでしょうか。

最後に、基本的に設計が決まっていない状態で、大変答えにくいとは思いますが、この施設の管理運営に関しては、どのような形態が望ましいと考えていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 副市長、北島善雄君。

副市長(北島善雄君) ただいまの吉田議員のご質問に私の方からお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の広場整備事業につきましては、昨年8月に県の目玉となる観光地づくり推進事業による基本計画策定と、観光施設の整備事業に係る事業採択を受けたところでございます。

基本計画につきましては、関係団体や市民の公募メンバーの方々を中心に5回のワークショップを開催し、この中で数々のご意見、ご要望をいただき、今年3月に策定したところでございます。

一方、施設の整備につきましては、基本計画に沿いまして、具体的な施設の整備、配置などについて、整備後の施設の維持管理面を含めながら議会と協議をさせていただいているところでございます。

2点目の、この整備の目玉づくりとして、したいものは何かというようなご質問でございますが、基本計画の中では、施設棟や藤野巖九郎記念館及び資料館のほか、足湯広場、水辺空間、植栽などを整備することとなっております。

しかしながら、1億5,000万円という事業費の枠もあることから、鋭意検討を

しているところであります。

市といたしましては、この広場を新しいまち歩き観光、または市民や来訪者、観光客の交流の拠点として整備して参りたいというふうに考えております。

3点目の、ワークショップのメンバーなどとの連携及びこの施設の運営方法についてのご質問でございますけれども、本事業の実施に当たりましては、観光団体、経済団体、NPO法人、地域住民グループなどさまざまな活動主体と連携をすることが求められておりました。

このことから、この事業の基本計画を策定するに当たり、関係団体並びに市民の皆様のご意見、要望を反映するため、ワークショップを開催し、この3月の報告会をもって終了したものであります。

今後この広場の維持管理や活用につきましては、ワークショップのメンバーの方々を含めた市民の皆様のご積極的な参加をお願いいたしたいと考えております。

また、施設の運営方法につきましては、現時点では一部流動的な部分もございますことから、指定管理者を指定するか、あるいは市による直接維持管理にするかの方向性がまだ定まっていない状況でございます。今後、議会と協議を重ねながら、それらを決めて参りたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

また、検討会に参加したかどうかというお話でございましたが、ちょっと私、その検討会そのものはちょっと把握しておりませんので、担当課長の方からご報告をさせていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 観光商工課長、小林昭彦君。

観光商工課長(小林昭彦君) 観光商工課、小林です。お願いします。

今の吉田議員さんの質問でございますが、ワークショップ検討会の方から担当課の方に要請を受けました12回開催されているということでございますが、去る5月30日に私、観光商工課長並びに政策課長、建設課長、3名によりましてセントピアあわら会議室におきまして検討会に参加させていただいております。その時につきましては、今までの事業の進捗状況、また今後の進展の方向に向けまして、いろいろ説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 検討会については、今後とも話し合っていってほしいと思っております。あわら市の新しい活性化拠点として、また、子供たちの次世代に残すまちづくりの実践の場として、湯のまち駅前多目的広場の整備にかかる期待は大変大きいと思っております。官民一体となった管理運営体制づくりが大切ではないでしょうか。

私は、市民の方が、NPO法人または市民団体が出資し、株式会社などを立ち上げ、運営管理なども市民の方が管理するようなことになれば、愛着もわき、皆さん

がたくさん集まる情報発信の場になると思います。皆さんの貴重な税金を使う事業です。この事業はつくったら終わりではなく、ここからさらに進化してどんどん良くなっていく、是非とも市民の方と責任のある、熱意を消さないように話し合っていてもらいたいと思います。期待しています。

三つ目、質問をさせていただきます。

先日、一部マスコミにおいて公表された県が示した案では、「2013年度に福鉄及びえち鉄直通運行をおおむね了承した。運行形態、区間は大筋で了承された。収支採算性や事業費の負担などの課題は今後検討していく」と発表されましたが、この県の方針についてあわら市ではどのように対応をしていくのか、相互乗り入れスケジュール案を見ますと、11年度、12年度で設計工事、13年度から相互乗り入れ開始となっています。えち鉄の社長は、ハード面だけでなく、料金、同一切符発行など利便性を向上させるソフト面の検討を要望したと書いてあります。まちづくりの観点から経済界との連携、次世代型路面電車システムのいち早い導入も訴えたと書いてありました。また、12日の報道では、第2段階ではえち鉄側も低床車両を導入して、福鉄側に乗り入れると書いてありました。工事の内容にしても、低床車両の導入となると、ホームの改修が必要だし、低床車両を導入する際の分担金はどのように負うのか。また、第2段階では三両編成となっていますが、三両を同時に導入するのか、それとも随時導入するのか、どんどん話が先に進んで事後承諾のように、あわら市は幾ら負担してくださいというようなことにはならないでしょうね。また、この相互乗り入れによって、あわら市にとってどのようなメリットがあるのか、お答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、福井鉄道とえちぜん鉄道との相互乗り入れにつきましては、現在、県では、両鉄道の利便性の向上による利用者増や経営改善を図るため、県、沿線自治体、両鉄道事業者による「福井鉄道福武線とえちぜん鉄道三国芦原線との相互乗り入れに関する事業検討会議」を設置し、各種検討を進めております。

去る5月27日には、その内容が県により公表されておりますが、第一段階としては、福井鉄道が福井鉄道田原町駅からえちぜん鉄道に接続し、新田塚駅までの乗り入れを行い、第二段階としては、福井鉄道による乗り入れを西長田駅まで延長するとともに、えちぜん鉄道が福井鉄道福武線への乗り入れを行うものであります。

しかしながら、現状では、両鉄道による車両規格の違いから、相互乗り入れは不可能な状況であり、低床車両3編成の導入や、田原町駅から西長田駅までの10カ所の駅の改修工事が必要と見込まれるなど、それにかかる多額の事業費が今後の大きな課題となっております。

次回以降の事業検討会においては、県から概算事業費を含めた制度設計が示されることとなりますが、現状では不明な点も多く、市といたしましては本事業の採算

性や、沿線自治体への事業効果、費用負担、関係機関の動向等を慎重に見極めた上で、適切に判断して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 市長、大体状況は分かりましたが、僕たち議会または市民の方に説明される前に、報道等 dengan とういうふうに流れてしまいますと、すべてがもう決まっているんじゃないかというふうにとられがちなんですよね。だから、この新聞報道によっても、もう既に決まっていると、正式にあわら市幾ら負担してくださいよと来るんじゃないかという不安感が非常にあります。今後、やっぱそういう不安を消すためにも、理事者側にも情報を公開してほしいというか、私たち議会の方にも公開してほしいという、そういうふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

---

牧田孝男君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 通告順に従い、13番、牧田、一般質問をさせていただきます。

テーマは郷土資料館併設の図書館整備についてということであります。

私も最近いろんなことがありまして、原点にというか、初心に返ったつもりで一般質問したいと思います。

橋本市長は3月の全員協議会だったと思うんですけども、そこで、平成22年度H E E C E構想事業というものを語っておられました。これは、これからの夢を育む事業・人づくりの事業に重点を置きたいということの表れだろうというふうに思います。

さて、人づくりといえ、私は図書館こそが人づくりのための土台であるというふうにも思っております。そして、その意味で今の金津図書館のありようは非常に気になっておりました。もちろん、今も気になっております。

私は、昔ある時期に図書選定委員というものをやっておりました。その関係で福井県内外のいろいろな図書館を訪れました。そこで感じたことを申し上げますと、金津図書館のように閲覧室が2階にあるところというのは非常に稀であるというか、どこにもなかったわけでありまして。行った先々の図書館で、金津町の場合、フロアが2階にあるということを言うと、一様に驚いた顔をされたということ覚えております。公共の建築物というのはすべてであります、特に図書館というのはバリアフリーでなければならないというふうに思います。是非、図書館閲覧室フロアというものを1階に下ろすということを講じていただきたいと、そういうふうに思うわけですけども、市長はどう考えるかお聞かせいただきたい。



また、あわら市内、私の場合は旧金津町の人間なので、特に旧金津町のことに言及しますが、このあわら市内からはたくさんの場所で埋蔵文化財が発掘されております。例えば、桑野遺跡とか、柴山崎遺跡とか、神奈備山古墳の遺跡とか、高間川の遺跡とか、あるいは、古代製鉄所跡等々、たくさん発掘されております。しかし、これらの発掘されたものは、現在、常設展示はされておられません。森林組合の跡の建物に内部保管されているだけであり、あるいは勾玉などの貴重なものは、県立博物館の方に預けられているというふうに聞いております。これは如何にももったいない話であります。常設で展示されておれば、市内小中学生とか、高校生とか、あるいは一般の市民の皆さんが頻回に訪れることができ、あるいは目にすることができます。市内の小中学生が頻回に訪れるようになれば、大人になった時、都会に出ているにしろ、市内に留まっているにしろ、ふるさとを思う気持ちは随分と強くなるはずであります。ふるさとを愛するためには、いろんなことがありますけれども、軸の一つに、ふるさとの歴史やあるいは自然を知ることが挙げられます。埋文などの歴史的資料は目に見える資料であり、小さいころに見ることで、そのインパクトは大変に大きいと思います。

私は思うわけですが、そういった機能、図書館の機能というのも、あるいは郷土資料館の機能というのも、本質的には似ているところがあります。今までに私が、例えば、視察研修などで訪れた自治体で印象に残った自治体には、この二つが併設されているというのが多かったように思います。そういうふうに記憶しております。その意味で、郷土資料館併設の図書館整備ができないかというふうに思うわけですが、市長の考えを聞きたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 牧田議員のご質問に私の方からお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、金津図書館の施設のあり方については、以前よりできるだけ多くの方が使いやすいように、1階に設置することが求められております。

しかしながら、1階と3階が中央公民館、2階が図書館という併設施設の中で、図書館を1階に移設することは、中央公民館としての機能や利便性を確保する観点からも困難であると考えております。

一方、埋蔵文化財につきましては、現在までの発掘調査で得られた出土品は、それぞれに大変貴重なものであり、その保存を遺漏なく行い、後世に伝えていくこととあわせ、公開活用することもまた重要であると認識をいたしております。

議員ご提案の「郷土資料館併設型の図書館」の整備につきましては、現在の金津図書館では最近のゆったりとした読書空間を持つ図書館とは違い、スペースが手狭であることから、常設の展示場を確保することは困難であります。

また、発掘調査で得られた出土品の中には、そのまま展示できる資料もありますが、出土品を損なうことなく常設展示するには、その保存処理を行う必要があります。

密閉展示ケースの設置など多額の費用が必要となることも想定されます。

従いまして、これらの諸問題を踏まえながら、今後、公共施設の有効活用を図る中で、具体的な施策を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今、教育長の方から、1階と3階の関係から非常に難しいというような、図書館に関してそういうようなお答えがあったんですけども、確かに今、教育長が言われたように、これは合併前からそういう一般質問がありました。何とか1階に下ろせないかという質問がありました。そして、その時に、例えば、全体を下ろせないのであれば、エレベーターを設置できないかというそういう質問もあったというふうに覚えております。しかし、それらの要望があったにもかかわらず、あれからもう5年、10年とそういう状態で放置されているというのが実態だと思います。

確かに、ほかの機能の利便性がそれによって損なわれるというデメリットはあるわけですけども、この問題というのは、やはり何となく放置されてきているというふうに自分では思えて仕方がないのであります。これは自分の個人的なことですけども、私は一昨年の秋に脳内出血で倒れてからリハビリが終わった今でも右足に軽い麻痺ができて、階段を上るのがとても辛いような状態です。しかし、本好きなので図書館に行かざるを得ないんですけども、ましてや車いす使用の身体障害者の場合、行くことは当然不可能だと思うんです。だけれども、今のようになっているというのはおかしいことです。これは、言ってみれば、そういう人たちはここへ来なくていいよというふうに言っているのと同じだと思うんです。旧金津町と旧芦原町が合併した時に、「みんなが悠々と文化に親しむことのできるあわらし」そういうスローガンがありました。今の実態というのは逆でありまして、それこそ身体障害者差別を放置するあわらしということになってしまっているのではないかと思うわけでありまして。ですから、利便性も含めて、それこそ10年も前から言われてきていることありますから、是非とも対応を早急に考えていただきたいというふうに思います。

それから、現在発掘された埋蔵文化財は、先ほど教育長の話にもあったように、その貴重なものが今、森林組合だった建物の中に保管されているわけですけども、あの建物というのは、非常に老朽化しております。そして、耐震改修もなされておられません。こういう状態というのをずっと続けることは、できるはずがないと思います。いずれ、何とかしなければならぬ、埋文の活用の仕方を考えなければならぬ時がやってきます。

今の教育長の説明の中に、例えば、そういうものを展示する場合に通常の建物ではなくて、空調とか、そういうところでいろいろと金のかかる部分があるという、そういうお答えがありました。私の知人の県の職員に聞くと、こういう施設に対

しては、県の方から相応の補助が、助成があるということも聞いております。そういうことも勘案して、私は今の状態というのをできるだけ早く払拭する、懸念を払拭する、そういう態度が大切だろうと思います。何度も言いますが、何年間も今の状態で放置されてきたことで受けたデメリット、そういうものを感じている市民も大変に多いはずです。これらのことは遠くない時期に解決しなければならない問題であります。今から検討委員会などを立ち上げて、解決に向けて進んで行くことを切に要望して私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

---

山田重喜君

議長（丸谷浩二君） 続きまして、通告順に従い、4番、山田重喜君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

石塚橋の架け替えについて、2点目は肺炎球菌ワクチンの公費助成についてでございます。

まず、1点目の石塚橋の架け替えについてお伺いをいたします。

石塚橋については、2級市道瓜生・石塚線でありまして、一級河川竹田川に架橋してありますあわら市内竹田川最上流に位置する橋梁であります。

ご案内のとおり石塚橋は昭和43年に架設された橋長84.45m、車道幅員3.5m、設計荷重14トンH桁（合成）鋼橋、下部工に至ってはパイルベントでありまして、上流約150m地点にありました木橋との災害関連合併工事で施工された橋梁でございます。

改築後、老朽化が著しく、さらに耐震性についてもピアがパイルベントであり、加えて普通自動車同士のすれ違いができない現状であります。

地元、坪江、劔岳、伊井地区は無論のこと、中部工業団地等に勤務する人たちからも早急に架け替えの要望があるわけでございます。また、4月1日からの金津中学校スクールバス東山ルート路線であり、すれ違いができないことでも非常に不便を被っている現状であります。

地元の市政懇談会においても、石塚橋の架け替えについての市当局の説明は、「市の建設計画の長期構想に入っているが、財政的に厳しい」との説明でありまして、全く先の見えない説明であります。

本年度において小中学校の耐震工事が終了し、この橋梁等に対する次年度から調査計画に入ってもいいのではないのでしょうか。

加えまして、あわら市が造成いたしました古屋石塚テクノパークの工業団地造成工事を行ってまいりましたが、いまだにB、C区画が未売却であります。聞くところによると、やはりアクセスが悪いとの話ではありませんか。近い将来国道8号バイパ

スが築造されるのを見込んで、当然にしてその構想計画を立案し、実施計画を策定するのは、市の責任ではないでしょうか。

以上のような実情を踏まえ、市長はどのような考えを持っておられるかお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山田議員のご質問にお答えいたします。

石塚橋は、一般国道8号の瓜生地係と県道長畑金津線の古屋石塚地係を連絡する2級市道瓜生・石塚線が竹田川を横断する道路橋であります。

当該路線には、平成20年に完成した古屋石塚テクノパークが隣接しており、将来的には国道8号福井バイパスを直結する道路ネットワークの中でも重要な位置づけの橋梁であると認識いたしております。

議員ご指摘のとおり、現況の橋梁幅は、路肩を含め約4.5mしかなく、乗用車ですれ違いが難しい状況であります。

また、供用開始後42年が経過し、平成17年に実施した橋梁健全度調査においては、橋梁本体に腐食や劣化が見られることが報告されております。

今後の計画といたしましては、橋長15m以上の橋梁補修の優先順位を判断する橋梁長寿命化修繕計画の策定を平成23年度に予定しております。

この計画の中で、将来の自動車交通量や、市財政計画等を総合的に判断し、石塚橋架替え時期を決定することにより、安全で安心な道路交通の確保を図って参りたいと考えております。

なお、古屋石塚テクノパークのB区画について、アクセスの悪さから売却が進んでいないとのご指摘であります。これは客観的に見て一つの要因であろうと思われれます。

しかしながら、リーマンショックによる世界的な金融危機に端を発した景気の低迷がいまだ回復するに至っていないことから、市の積極的な働きかけにもかかわらず、企業も進出に踏み切れないというのが実情であろうと思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆様の利便性の向上を図ることはもとより、企業誘致を進める上でも石塚橋の架替えは必要な事業であることは言うまでもありません。

これらのことも踏まえながら、石塚橋の架替えについて、適切に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの市長のご答弁で一応の理解はできるんですけど、そこで、土木部長にお尋ねをいたします。

竹田川にかかっている市道橋は、最上流の石塚橋、御迎橋、上新橋、下新橋、上重橋、宮前橋、水屋橋と七つあるわけなんですね。そして、パイルベントというの

は石塚橋、上新橋、下新橋でございます。特に、上新橋、下新橋については、いわゆるパイルベントの各部の補強はしてございますが、石塚橋は全くしてございません。これは非常に極めて危険な状態であるかと思えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、あわら市にどれだけの橋があって、先ほども健全化調査と申しましたけれども、実際に耐震の調査はやっているのかどうかをお尋ねいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) ただいまの山田議員の再度の質問にお答えします。

竹田川にかかる市道、県道の橋の件でございます。

議員ご指摘のとおり、市道については7橋でございます。また、県道については6橋でございます。市道の方には歩道橋を除いて議員ご指摘のとおり7橋でございます。

橋梁健全度調査結果では、それぞれの程度の差はありますが、全橋梁とも補修が必要及び詳細調査が必要な橋梁という結果とあいなっております。橋梁の基礎の形式では、パイルベント基礎が3橋でございます。今ほど議員申しましたように上新橋、下新橋、それと石塚橋でございます。一部パイルベントの工事等、重複充てんをしながら補強されておりますが、石塚橋については近年採用が禁止されておりますパイルベントの橋脚方式であります。耐震的にも非常に弱点のある橋梁であるということ認識しております。

また、橋梁幅員にしましても、他の橋梁は6m以上、2車線分の幅員が確保されておりますが、同石塚橋については4.5mと一番狭くまた耐震に弱いパイルベントという橋梁であります。従って、この橋については先ほど市長が申し上げましたように架替えが必要な橋梁として認識しております。

また、この調査によりましては耐震の詳しい調査はやっておりません。今年度から入って参りますので、その辺ご理解の方賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの答弁で、やはり一番危険度の高い橋梁だと思いますので、先ほど市長の答弁にもございましたように、15m以上の橋梁について新年度の長寿命化調査をやっていくということでございますので、これを是非ともやっていただきまして、一日も早く新しい石塚橋が完成できることを強く要望いたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして2点目の質問に移らせていただきます。

肺炎球菌ワクチン公費助成についてでございます。

肺炎は日本人の死因の第4位で、肺炎で亡くなる方の約95%が65歳以上の方であります。これは厚労省の人口動態統計年報主要統計からきています。肺炎は、さまざまなウイルスや細菌が原因となって起きますが、3分の1近くを占めるのが肺炎球菌であります。しかも、肺炎球菌ワクチンは肺炎を含め、肺炎球菌が原

因となる感染症の8割を予防でき、1回の接種で効果が5年間以上長く続くことが知られています。これらにより肺炎球菌を原因とする肺炎をはじめとするあらゆる感染症に罹りにくくなったり、罹っても軽く済むように高齢者の方に肺炎球菌ワクチン接種が勧められています。

今、あわら市の現状を見ますと、推計ではございますけれども、65歳以上の人口が約7,955人、うち156人肺炎で入院、仮定ではございますけれども、平均入院日数17.5日とするとしたら、肺炎入院1人当たりの医療費が53万9,030円、社団法人全日本病院協会の資料でございますが、必要とあらば、医療費として実に53万9,030円掛ける156人、8,408万8,680円、1年に費やされてしまう現状でございます。

現在、あわら市の65歳以上の50%が球菌ワクチンを接種すると3,978人でありまして、接種費用1人当たり8,000円のうち、仮に市が4分の1、2,000円を助成すると仮定しますと、2,000円掛ける3,978人、総費用795万6,000円で、接種した3,978人のうち15人肺炎を予防できれば、あわら市の肺炎による入院医療費の推計8,408万8,680円以内のコストでおさまるといわけでございます。また、財政改善も見込める事業でございます。

加えまして、肺炎球菌ワクチンの効果といたしまして、肺炎による入院リスクを27%減少、インフルエンザワクチンとの併用で入院リスクを63%、死亡リスクを81%それぞれ軽減、さらには5年以上効果が持続するため、接種者へのアンケート調査の結果から、「安心して外出できるようになった」、「風邪をひかなくなった」などの生活の質が向上したとの回答が得られております。

平成22年2月現在、全国で201市区町村の自治体が公費助成を行っているところであり、福井県内では越前町が実施しており、永平寺町も公費助成を行うように聞き及んでいるところでありますが、あわら市として肺炎球菌ワクチン公費助成について市長の考え方をお尋ねいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、肺炎は我が国における死因の第4位となっており、近年増加傾向にあります。あわら市におきましても平成20年度では男性が第4位、女性が第3位となっております。

また、医療費の面では、平成19年5月診療分の統計によると、肺炎による入院件数は10件で、1人当たりの医療費は38万2,517円、平均入院日数は18.4日となっております。肺炎は、肺炎球菌などさまざまなウイルスや細菌が原因で起こる感染症ではありますが、詳細の原因につきましても把握できないのが現状であります。

ところで、我が国における肺炎球菌ワクチンの接種状況ではありますが、脾臓摘出者の肺炎球菌感染症予防以外には健康保険の適用がないことから、接種者はそれほ

ど多くない状況にあります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、このワクチンには肺炎予防効果とともに、肺炎になっても軽症で済むとか、抗生物質が効きやすいなどの効果に加え、肺炎球菌によって引き起こされるいろいろな感染症の予防にも効果があると言われております。このことから、国においては厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で肺炎球菌ワクチンを公費助成対象予防接種にするかどうかの議論を進めているところであります。

市といたしましても、本市の高齢者に係る医療費が県内において最も高い状況にあり、医療費の抑制が課題となっていることから、今後この肺炎球菌ワクチンの予防接種が有効であるかどうかを含め、研究して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの市長の答弁でございますけれども、一応理解はできるわけでございますけれども、これは保険がきかないわけなんです。それで、やはり特別会計の最大規模でございます国保会計、あるいは後期高齢者医療制度等におきまして、非常に財政的にも、いわゆる国保会計についてはもう基金がほとんどない状態ということをお聞きしているわけでございますけれども、やはり、これについては8,000円のうち4分の1、2,000円でございますので、また、少子高齢化対策のいわゆる高齢者対策の一環として、これは希望者だけでも結構でございますので、新年度予算に是非とも計上していただくよう強く要望して私の質問を終わりたいと思います。よろしくようお願いいたします。

議長(丸谷浩二君) 暫時休憩します。再開は10時40分。

(午前10時27分)

---

議長(丸谷浩二君) 引き続き会議を開きます。

(午前10時41分)

八木秀雄君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) それでは、6番、八木、引き続き質問をさせていただきます。

まず、質問事項として三つ取り上げます。1番目はあわら温泉のその課題とその対策について、2番目に芦原児童公園について、3番目に伝統芸能継承者の育成事業について、一つずつ質問をさせていただきます。

それでは、1番目に芦原温泉のその課題とその対策について。過去は40軒余りの宿が整然と立ち並ぶ温泉街芦原温泉。開湯から120年余り、「関西の奥座敷」と

して中京、京阪神のお客様に親しまれて年間100万人を超える浴客が訪れる北陸有数の福井県屈指の温泉地でありました。各旅館、民宿ごとに趣向を凝らした庭園、日本海の新鮮な海の幸、人情きめ細かなサービスでお客様の旅の疲れを癒しておりました。しかし、ここ10年間は全国的に浴客数が年々減少し、平成21年は芦原温泉も80万人を割るのではないかとお聞きしております。特に、旅館、民宿合わせて現在は22軒に減少していると聞いております。

それでは、質問事項に入らせていただきます。

まず、芦原温泉の最近の宿泊人数、客層、平均宿泊料金についてお聞きしたい。

2番目に宿泊数を増やすためにあわら市はどのような対策を行っているかもお聞きしたいと思います。

3番目に、あわら観光ガイドで「楽しむ、食べる、泊まる」が相互に機能しているか、またどのように連携しているか、具体的に答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 副市長、北島善雄君。

副市長(北島善雄君) ただいまの八木議員のご質問にお答えをいたします。

芦原温泉の宿泊客数の状況でございますが、バブル崩壊直後の平成3年がピークでございまして、136万人訪れておりました。その後は減少傾向が続きまして、平成21年度では82万人となっております。客層は団体客中心から個人グループへと変化してきております。宿泊料金につきましては、旅館によって差はございますけれども、景気低迷や価格競争によって、1人当たりの単価が下がってきていると聞いております。

こうしたことから、以前の通過型、団体型、宴会型温泉地からの脱却を図り、時代のニーズである個人グループが目的とする体験、交流、学習型温泉地へと変化することが求められていると考えております。

あわら市自慢の温泉、自然、歴史、伝統芸能、食材などの地域資源に光を当てた郷土色豊かな着地型の旅のプログラムをつくり、滞在型観光を勧めることが市の魅力アップにつながるものと考えております。

市といたしましては、旅行ニーズの変化に的確に対応できる人材と、組織の確保のため、あわら市観光協会に対し、事務所の設置、専門スタッフの雇用、第3種旅行業の登録などについて支援をいたしているところでございます。

最後の「楽しむ、食べる、泊まる」の相互連携につきましては、議員ご指摘のとおり、旅館と農家、旅館と商店を見ましても、価格競争への対応から食材や土産品などの仕入れが市外の大規模業者へ流れていることも事実であります。しかしながら、食事や土産品につきましては、地元産の農産物を使用した安全で安心なメニューや商品が求められております。このことから、これまで以上にきららの丘を活用した地産地消の一層の推進や、地元商店や農家、企業との連携による土産品の開発のほか、農業体験や産業観光などの新しい旅行プログラムの開発などにより、観光本来の目的である交流人口の拡大による地域全体の活性化に向け、新生観光協会と



連携し、取り組んで参りたいと考えております。

以上のようなことでございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、副市長の方から私の質問に答えを出していただきました。

私も温泉街に住む一人として、本当に今、年々とお客様が減っていると、旅館に泊まれる方が非常に減少しているということでお聞きしております。本当に今、旅館の数も数字で表したように、今旅館の組合に登録している旅館数は16軒と、それ以外に7軒ぐらいの民宿も含めてあるということなんですけど、やはり、毎日我々は通りますけど、今日の旅館の部屋の明かりを見ますと、本当に大変だなということを感じられます。一部の旅館ではお客様のニーズに答えるために各客室に露天風呂を設けましたり、それから、いろんなもてなしの心の教育をしたり、あるところでは中国語の学習をしたりと、いろんなことをやっています。しかし、現実には本当に今年の新年会、今年の連休、旅館の方にお聞きしますと、今までにないお客さんが来るのが少なくなったと、本当に危機感を感じております。どのようにして旅館を経営していかなければならないかと、本当に頭を悩ませているのが各旅館の社長さんとおかみさんたちの悩みだと思います。

私もこの質問で、どうしてこのような質問をさせていただくかと思いますと、やはり、この芦原温泉の周辺部には、今副市長さんがお答えしましたように、いろんな観光施設とか、それから特産物を直売できるきららとか、それから近くには三国競艇、そして東尋坊とか、永平寺とか、それから梨狩りとか、芋狩りができる北部丘陵地、それから、少し離れてみますと、吉崎に蓮如上人が普及した場所、そういうのがたくさんあるんだけど、どうしてそこを上手くなかなか利用できないかと思われれます。ここに私の質問の中に、やはり連携というものが私は大変必要ではないかと思います。個々個々にやはりいろんな一生懸命やっている。旅館では、お客様をもてなすために改修工事をして何とかお客様に来ていただきたい。それから周辺の方は、先ほど言いましたように特徴を出して、来たお客様が少しでも滞在していただいて、お土産一つでも買っていただくように、そういうことを準備をしているんだけど、なかなかそれが上手く連携しないと、ここに何か問題があると思うんですけど、市長、その辺、私は連携が上手く取れていないんじゃないかと、そういうように思いますけど、市長のお考えを是非お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先ほどの副市長の答弁にもありましたけども、従来は団体、宴会型の旅行が主でありましたけども、最近は団体様よりは個人あるいは小グループというふうに変化をしてきております。今、議員がご指摘になったようないろいろな観光素材というのは、実は昔からあったわけでありまして、今、たまたまといいますか、旅行の趣向が変わってきましたので、まさしくこれからそういう観光資源を

有効に活用していくといいますが、いかなければいけない時期に入ってきたなというようには思っております。そのためにも、今、観光協会が新しく生まれ変わりました、第3種旅行業の登録もしたわけです。これから身近な地域におけるそれぞれの観光素材を商品化していくことができるようになったわけです。まさに、観光協会にこれからそういうものを取り入れたメニューを作っていただいて、芦原温泉に訪れた方々にそれを体験していただくというようなことがこれから始められるのではないかなというように思っております。

また、そういうことにつきまして、それぞれの旅館を中心とした関係者の方々にも、これからはそういうふうな方向に進むんだということを自覚をしていただいて、是非また協力もしていただきたいというふうに思っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 私も、居ても立ってもいれないと、何とかしたいと、議員である以上はやはり、何とかそれに協力しなければならないということで、ここ一週間前に、私は山中温泉と、山代温泉に、例えば、山中温泉は、山中温泉中心商店街活性化協議会の会長さんで櫻井比呂之さんという方にお会いしまして、本当に山中温泉はたくさんのお客様が来ていただくと、どのように今まで準備をして、どのようにして実行をしたんですかというお話を聞いてきました。

もう一点は、前も我々議員で行きましたけど、山代温泉のやはりまちづくりの中心人物であります方で高間時計店の社長さんのところへ行きまして、どのように山代温泉をまちづくりをしているのかということをお聞きしました。その中で、私、非常にすごいなと思いましたが、例えば、山中温泉の櫻井会長さんとちょっとお話をしていたときに、例えば、芦原温泉は本当に旅館に入りますと、なかなか旅館の外に出てお土産を買うとか、下駄を履いて、浴衣を着て探索をするというのが、皆さんもご存知だと思いますけど、余り見かけられません。何か旅館が閉じ込めてしまうようなそういうような言い方をしている人もいますけど、それで、山中温泉はどうですかという話を聞きましたら、山中温泉の場合は、極端に言えば12時から5時までは旅館に来たお客様を外でお迎えしますと。そこで何とか、お客様に満足できるようなそういう町並みとか、お土産とか、地元の商品なんかを一生懸命売らせていただきますと。そして、もう6時以降は旅館にすべてお任せしますと。旅館で例えば、いろんな2次会をしたり、3次会をするのはすべて旅館にお任せしますと。うちの勝負は午後だと、ここに一つのまちの中の商店街を繁栄するためにそこにポイントを置いて事業してきましたということで、例えば、1店舗2業種の商品を取り扱おうと、例えば、Aというお店屋さんが漬物屋さんでしたら、漬物さんはそれを専門にお売りしてたんですけど、それ以外に例えば、山中漆器をちょっと陳列するとかいう具合に、例えば、30軒余りあります商店街は必ず1店舗に2業種の商品を取扱うということで、何しろお客様をその午後の間に来ていただいてもてなしをすると、あとは旅館に任せますという具合に、そういうことを言われまして、

これも一つの参考になるのではないかと、このように思いました。

また、山代温泉には総湯というのがあります。お聞きしましたら、一日大体1,700人から1,800人お入りになるんです。そうしますと、6カ月間定期と言いまして、地元の方が6カ月間で7,000円、それから地元以外の方、例えば、あわら市の方、小松の方、県外の方でも8,000円を出せば、総湯に何回入っても6カ月間は入ってもいいと。それを今180日で割りますと、数十円の金額でお風呂に入ると。それを確認して、そして、そこでお客様が遠いところだけど、そこに来れば、何というんですか、安い料金でお風呂に入れて、あとはうどんでも食べて帰るとか、温泉玉子を買ってこうとか、何かそこに陳列してある洋服でも1枚でも買っていこうと、そういう具合に、やはり覚悟を持ってやっていくというようなことを聞きました。この芦原温泉もやはり何とか、例えば、山中温泉は56万人ぐらい、山代温泉ではうちぐらいの80万人ぐらいお客様が来ているということで努力をしているわけです。

もう一つは、この櫻井さんも、それから高間さんにもお聞きしたんですけど、この前加賀市長の大幸甚さんという市長さんが、本当に我々の悩んでいる話、そういうものを直接何回も何回も行って、何とか市長頼みますと言ったところ、やはり市長も、加賀市は温泉でもってるんだから、温泉には力を入れないとということで、我々もこういうことをやらせてもらいますと。市長も是非いろんな補助事業とか、国の事業とかそういうものを取って来ていただいて、是非まちの活性化を、それと先ほど私が質問しましたやはり温泉というのはお客様が来ていただいて何ほのことですから、そういうことでいろいろと協議をしてここまで至ったということで、やはりトップである大幸市長さんが本当にこの加賀温泉もここが一番の崖っぷちだということ、一生懸命努力してくれたということをお聞きしています。

市長、やはり、このあわら市は芦原温泉というのは一つしかございません。是非、もう一度市長のその芦原温泉を何とか再生して活力ある温泉にするのに、ひとつお言葉を是非お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今、議員の芦原温泉への憂慮の念というのは大変によく伝わりました。私も同じような印象を持っております。

芦原温泉はあしはらと言うぐらいですから、山中温泉のように渓谷美があるわけでもございません。そういう中で栄えてきたわけですが、経済成長時代の波に乗って、一つの旅館が大型化をしてきたと、その結果自己完結型といいますか、逆の言い方をしますと、お客様を余り外に出さないというような状況になってきたのだらうと思います。

これは、それはそれで旅館の努力として全く否定するわけにはいきませんが、その結果として、浴客がそぞろ歩きをするというような状況がだんだん少なくなってきた、またそれに伴って周辺の商店街の賑いも昔ほどではなくなってきたとい

うのが一つの流れとしてあるのかなというように思います。

先ほども申し上げましたけども、少し旅行の趣向も変わって参りましたので、これを逆にチャンスと捕らえて、どう対応していくかということが今、求められているのかなというように感じております。

そのための施策、市として全くやっていないわけではありませんが、先ほど申し上げましたけれども、まず観光協会を新たな組織にして、独自に頑張っていたかような条件が整うことができました。それから、今、まさに議会ともいろいろとご協議をいただいておりますけども、えち鉄の前の多目的広場の利活用についてもその一環であります。

また、これはふるさと雇用制度にのっかって、JR芦原温泉駅でのスマイルポーター制度も導入いたしましたけども、これも観光面に対しての貢献度もある程度見込めるのではないかなというように思っております。

また、全国に芸妓さんを公募するというような事業も今始めております。それらもろもろのことを今からやり始めたときに、芸妓組合の事務所が焼けたということで大変ショックを受けているわけですけども、それらの事業を進めていることは事実でありますし、これらがこれから有機的につながって成果を上げていくように努力をしていかなきゃならんというように思っております。

その時にやはり大事なものは、行政の力もさることながら、やはり先ほどご紹介のあったような、いわゆるカリスマと呼んでいいんでしょうか、そういう市民の力というものをやはり活用させていただく、そういう力にもお願いをして行くこともこれから大事ではないかなというように思っております。

また、そういう萌芽がこの今あわら市内に現れつつあるなというふうに私は認識しておりますし、そういう市民の方々のお力というものもこれから是非おかしをいただきたい、お借りしていきたいというふうに思っております。

あと、今、加賀市の例を出されました。大幸前市長、私も大変懇意にさせていただいておりますが、よく存じておりますが、旅館、温泉地の活性化に向けて大変大きな投資をされまして、その意気込みといたしますか、大変私も敬服いたしております。市といたしましても、これからも必要なことであれば、なるべく国の制度にのっかりながら、必要な施設の整備も進めていかなければならないというように思っておりますが、ただ、加賀市もなかなか財政的に厳しい状況に立ち上がったというようでありまして、その辺も十分見極めながら、施設の整備については慎重に取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 続きまして、芦原児童公園について、ご質問をさせていただきます。

芦原児童公園内にあるテニスコートは全く使用されておりません。クラブハウス、管理棟も併設し、時々いたずらでガラスが割られたり、侵入して、近所の住民の方

は火災が起きたら大変不安だと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。この芦原児童公園は今後どのように利活をするか、ご答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) ただいまの八木議員のご質問にお答えします。

芦原児童公園は昭和47年に都市計画決定がなされ、現在、あわら市公園条例の中で都市公園として位置づけられております。旧の芦原町時代の昭和59年、折からのテニスブームに乗り、町営テニスコートととして整備されたものでございます。しかしながら、その後、近隣によりすばらしい施設が整備されたほか、コートの様子が時代に合わなくなったなどのことから、利用者が徐々に減少し、現在に至っているわけでございます。

都市公園法施行令第8条第1項では、都市公園における運動施設の敷地面積は当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならないと、こういうことになっております。このことから、公園台帳上では、南側については運動公園等施設としてのテニスコートとし、また北側については多目的施設として管理しているところであります。

この施設の今後の利活用につきましては、公園として都市計画決定がなされていることとあわせ、県の指導もありますことから、公園以外の施設の転用は非常に困難であると考えております。

また、公園としての再整備を行うには多額の費用が見込まれる上、現在公園整備のみを目的とした国庫補助整備事業の採択は難しい状況下でございます。いずれにいたしましても、今後の利活用につきましては、整備内容や財源などについて検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほど賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、木下部長の方から、この児童公園は、今、都市公園法ということで、他に利活用するのが非常に今のところは困難だということで、市側としてはこれからどのような、例えば、壊してしまうとか何とかというような、そういうようなことで模索していると思いますけど、やはり市民側としては何とかほったらかすよりも、今の公園法に児童公園として、何とかいいものが、お金はかかるか知りませんが、例えば、私が思うのは、あわら湯のまちという駅がございましたよね。例えば、福井方面から、それからいろんなバスとかそういうアクセスも非常にいいところですね。例えば、一般人じゃなくて、中学生とか高校生たちがあそこのえちぜん鉄道とかバスを利用してあそこの公園を何とか上手く利活用してできないかということは非常に思っていると思います。

そういうことで、もう一度質問したいんですけど、何かいい方法がないかという

ことで、もう一度ちょっとお答えしていただきたいとこのように思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) 再度の八木議員さんのご質問にお答えします。

今ほど議員が申されましたように、あの土地につきましては、芦原温泉街市街地にあるまとまった土地でありますことから、有効に活用することが極めて重要だと認識しております。しかしながら、公園として先ほど申し上げましたように都市計画決定がされていることから、一定の制限が加わる状況になっております。

現在の芦原児童公園の実態は、テニスコートとなっている区域を高いフェンスで囲っており、附属施設として老朽化した管理棟、駐車場となっております。周囲のフェンスは、単に不動産として管理するだけであれば、防犯上も有効な施設であります。不特定多数の市民の方々が利用する公園となりますと、撤去すべき施設と考えております。また、管理棟も児童公園に必要な施設ではなく、こちらの方も現状を見ますと早急に撤去すべき施設であると認識しております。このため、不特定多数の市民の方々が利用する公園とするためには、基礎的な部分だけでも相当な事業費が見込まれることから、手つかずのまま現在に至っている状況であります。

従いまして、残念ではございますが、当面の利用としましては、現状のとおり、公民館や小学校などの行事の際の駐車場として利用するなど、限定的な使用に留め、通常の維持管理については、近隣の市民の皆様方にご迷惑がかからないような維持管理に努めたいと存じます。

また、簡易な方法で施設の利用形態を変えることができるのであれば、実施したいと考えております。本格的な整備につきましては、例えば、湯のまち多目的広場のようにならぬ新たな補助事業を活用して整備するのが良いのではないかと考えております。今後とも、補助事業メニューがないか検討して参りたいと考えております。

以上でございます。よろしくご理解のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、最後に部長の方からより良い事業がないかというような答弁でなかったかと記憶しています。私はちょうどサッカーが大好きな人間で、あれがフットサルコートになれば、非常に先ほど言いましたように、旅館に泊まっていたら、フットサルをできるとか、それから福井市内とか坂井市からえちぜん鉄道を利用して、そこで地元のチーム、一般の方とか、小学生とか中学生とか、個人的にはフットサルコートにしてもいいのではないかと、このように思います。是非、市民の声を聞いて、何とか早く児童公園をいろんな方法で再生できるように是非お願いをしまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして3番目の質問でございます。

伝統芸能の継承者の育成事業について、「芸妓さん募集」ということで、こういう

チラシ、これが我々にも目に届きました。日本伝統の「芸という技能を身につけ、平成22年に自立した女性を目指しませんかという事業」でございます。お聞きしますと、事業費は1,843万7,000円ということで、平成22年、23年同額の雇用再生特別基金100%で事業が行われるということで、これは本当にありがたい事業だと思います。この芦原芸妓は明治16年に開湯で122年の歴史を誇る福井県唯一の温泉地芦原温泉の繁栄と歴史をともに歩んできました。伝統芸能の担い手であり、もてなしの貴重な人的資源となっております。戦後最大で250名を超える時期がありましたが、現在では15名とお聞きしております。芦原芸妓の存在が危惧されております。このように伝統芸能を後世に継承するためには、伝統芸能者育成事業は市民の皆様がご理解できる事業だと思います。

それでは、質問に入ります。6月の市長の定例会行政報告の中で、募集人員が5名中現在1名の採用が決定し、6月中旬から芸妓を目指して稽古を開始するという報告がされております。しかし、5月26日に早朝、稽古場であり、練習場であるところが全焼し、三味線とか着物等が全部焼失してしまいました。募集に当たり、今までよりも条件等が不備になり、あと4名の育成生が入るか、非常に心配をしております。市長の答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

芦原温泉芸妓協同組合に委託しております伝統芸能者育成事業につきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、現在1名の採用が決定し、7月から芸妓を目指し稽古を開始する予定になっております。

しかしながら、5月26日の火災により芸妓組合の稽古場や事務所などの建物はもとより、太鼓や三味線などの楽器や着物などの備品がすべて焼失してしまいました。

議員がご心配されるとおり、稽古に支障が出ることも予想されますが、幸いにも伝統芸能の担い手である芸妓にはけがもなく、検番の復興や芸妓育成への情熱は大きいものがあります。私といたしましては、伝統芸能は継承してこそ宝になると考えておりますので、芸妓組合と連携し、適切な事業の執行に取り組んで参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 私もその検番と稽古場が全焼したということで、その翌日から何とか場所を決めてということで、ちょうど田中温泉の信用金庫の裏側に検番ができました。中を見ましたら、8畳と6畳を一つにひっつけまして、そこで稽古をしているというような状態で、本当にここで若い方たちが本当に練習できるんかということでちょっと疑問に思いまして、北野理事長さんにちょっとお話を聞かせていただきました。そうしましたら、やはり火事で燃えてしまったことは非常に残念だ

と、私たちも何とか再生をしたいということで、それならどこにこの場所を設けたらいいかねというような話を聞きましたら、やはり、八木さん、三味線の音とか太鼓の音が聞こえるような、そして、旅館のお客様とか一般市民の方がちょっとのぞかれるような、そういうところに建てると、稽古場でもいいから建てていただくといいですねと、そういうような話を聞きました。やはり、この育成事業で5名の方が入るということですので、やはり彼女たちにも夢を与えるために、是非、市側としては、今市長が言ったように連携をしてやりたいということで、この稽古場を何とか市長自身、稽古場にはどういうところが一番いいかということをも是非お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 全焼してしまって、大変残念なことになっているわけですが、まず一番大事なことは、芸妓組合自身が再興に向けての意欲、あるいは計画性を持つということがまず一番大事なことだろうというように思います。そういうことの上に立って、今後どのような施設の再興も含めて思いを持っているのかということをも是非ゆっくりお聞かせをいただきたいというように思っております。

基本的には、これは組合の問題でありますので、組合の責任において仕事は進めていただかなければなりません。その中でどんなご支援ができるのか、それはまたゆっくりと検討させていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 私は稽古場をどこかいいところがないかというようなことを市長にお聞きしたんですけど、山代温泉は総湯の前に舞台がありまして、そこで練習をしていると、検番は検番として事務所で置いておくということで、これもやはり恐らく市が建てていただいたんではないかと思えます。個人的にはやはり人目のつくようなところ、芸妓さんの練習の場所、そして、それを皆さんの観光客とか市民の方が見られるということで、私は是非目に着くようなところにご相談をして、やはりそれも芦原温泉の一つの売りではないかと思われまますので、是非早急にやはりご相談をさせていただいて、稽古場を是非協力しながら、できましたら国の事業とかそういうもので建てていただければ、私はいいんではないかと、このように思います。

質問を終わらせていただきます。

---

山川知一郎君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。



8 番（山川知一郎君） 8 番、日本共産党の山川知一郎でございます。

3 点にわたって質問をさせていただきます。

第 1 は、学校給食の問題をどうするかということが今大きな市政の課題になっていると思いますが、この問題について質問いたします。

私は、この議論の過程、いろいろ参考資料等を見まして、食育基本法というものがあるということが初めて分かりました。ちょっと遅かったなと思いますが、食育基本法は平成 17 年 6 月に成立をしております。読んでみますと大変すばらしい法律だなというふうに思いました。前文には、「子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎である。子供たちに対する食育は心身の成長、及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育ていく基礎となるものである。一方、社会経済情勢が目まぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は食の大切さを忘れ、食生活においては栄養の偏り、不足な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などに加え、食の安全や海外依存などの問題が生じており、豊かな緑と水に恵まれた自然のもとで先人から育まれてきた地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の食が失われる危機にある。こうした食をめぐる環境の変化の中で、国民の食に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農村、漁村の共生交流を進め、食に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承、発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進、並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。国民一人一人が食について改めて意識を高め、自然の恩恵や食にかかわる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ、食に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。」というふうに述べております。

そして、第 5 条では、「子供の教育保育等を行うものにあっては積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組まなければならない。」

第 6 条では、「家庭、学校、保育所、地域、その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関するさまざまな体験活動を行い、食に関する理解を深めなければならない。」

第 10 条では、「地方公共団体は基本理念に則り、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有する。」と述べています。

第 17、18 条では、「都道府県及び市町村が食育推進計画を作成しなければならない。」と規定し、第 20 条では、「地方公共団体は、学校、保育所等、または地域の特性を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実

習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等、さまざまな体験活動を通じた子供の食に関する理解の促進、過度の痩身または肥満の心身に及ぼす影響等についての知識の啓発、その他必要な施策を講ずるものとする。」としています。

私は、これを読みまして、食育の重要性について、改めて根本的な転換を迫るものだというふうに感じました。学校給食もそのあり方について根本的な見直しをしなければならないと思いますが、ところが、このあわら市では食育推進計画というのが、いまだ作成されておられません。一昨年行われましたあわら市学校給食検討委員会の検討過程を見ましても、この法律のことはほとんど論議されていないように思います。市長、教育長はこの法律をどのように受け止めているのか、また食育推進計画の作成について、どう考えているのか、まず伺いたいと思います。

私は、この法律を真正面から受け止め、第20条の規定を実践しようとするれば、学校給食は旧芦原地区を含めて、自校式しかありえず、各学校の調理室整備を拡充することが求められていると考えますが、この点についても市長、教育長の見解を伺いたいと思います。

学校給食の問題については、この法律を踏まえて、改めてPTAや市民の間で広く議論をすることが必要であり、そのような機会を作っていただきたいと考えますが、この点についても見解を伺いたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

食育基本法は平成17年7月に施行されたもので、今日の我が国が抱える、生活習慣病の増加、食品の安全性、食物の海外依存度、失われつつある日本の食文化などの問題を解決するため、総合的かつ計画的に推進するという同法の目的を考えますと、国の重要施策の一つと考えております。

この基本法では、県、市町村に対して、食育推進計画の策定を努力義務として規定しており、県内では県が平成21年3月に策定しているほか、福井市をはじめ12市町が策定しているところであります。あわら市といたしましても、計画策定に向けて鋭意協議を進めているところであります。

なお、学校給食に関するご質問につきましては、教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 市長に続いてお答えいたします。

基本法の目的は、「国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること」としているもので、基本的な施策として、家庭、地域、そして学校、保育所などにおける食育の推進を図るものであります。

しかしながら、子供が年間に食事をする回数から見ますと、家庭における食育が一番大切であります。栄養の偏り、不規則な食事など、食に関する正しい知識を持たない人の増加といったさまざまな問題が生じている中で、保護者や子供の食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立を図ることが重要であると考えています。

このような中、基本法では、学校給食の分野におきましても、食育の推進に努めなければならないとされており、本市の学校給食においては、基本法が制定される前から栄養教諭によって年間指導計画のもと、子供たちに食育の指導を行っているほか、積極的に地元食材を給食に取り入れたり、体験学習を通じた野菜栽培、調理実習などを実施してきております。

従いまして、学校給食におきましては、自校方式やセンター方式などの区別なく、食育の推進は可能であると考えております。なお、学校給食のあり方につきましては、3月定例会の一般質問で答弁させていただきましたとおり、センター方式で統一したいと考えております。議員ご指摘のように、取り組みに当たりましては、保護者をはじめ、広く市民の皆様の理解を得た上で進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これからも、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食文化への理解を深めるため、学校給食を「生きた食材」として活用しながら、魅力ある食育を推進し、子供の健全な食生活の実現に努めて参りますので、ご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) ただいま、教育長の答弁は、それなりに食育はやっているということでございますが、少し実態について伺いたいと思います。

私は、先日、11日に小浜市の学校に視察に行き参りました。小浜市は今年から全小中学校すべて自校式で、しかも、ご飯はそれぞれの学校で炊いて食べさせるというふうになっている大変すばらしいところであります。私が行きましたのは小学校でございますが、外れの田舎の方にある学校でございましたが、食材はその校区の中で大体6割から7割調達をしていると。食材の搬入は毎朝農家が学校へ持ってくる。そして、年三、四回は学校に納入している農家が集まって会議を開き、どういう作物が必要か、どれくらい必要か、そういうことについて協議をしながらやっている。こういう中で、今まで作っていなかったような作物も新たに農家で作るようになったという点で、地産地消、農業の振興という点でも非常に活性化の一つの動機になっているということでございました。そして、お昼休みになりますと、校内放送で今日の献立についての説明があり、今日のこの食材、この野菜はどこどこ集落のどここのおばあちゃんが、今朝届けてもらいましたというようなことを、毎日どこの農家が持ってきたかというようなことを紹介して参りました。

それから、田植え、いろんな畑での野菜の植え付けとか、そういうような体験活動、それから、年に1回は納入している農家を招いての給食感謝祭、そういうもの

をやっている。それに、驚いたのは、学校でみそづくりをいたしまして、年間必要なみそはそこで全部作っているということでございました。それから、もち米を作りまして、もちつきもやっていると。こういう結果、全く食べ残しというのではないということでありました。私も実際に、給食を食べさせていただきましたが、大変おいしいものでありました。

また、この学校の児童は全員朝御飯はきちんと食べてくるというように言っておられました。

校長さんに話を伺いますと、こういうことは自校式でなければとてもできないということでございます。それから、こういうことが小浜市の子供の学力の向上にも繋がっているというふうに思うと、小浜市の学力は県内でも非常に高いということでございます。

こういう点を踏まえて、あわら市ではまず、この食材の納入、地元からの食材の利用というものがどれくらいか、まず伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) ただいまの山川議員の地元食材の利用の状況でございますけども、ただいま数字をこちらで持っていないものですので、後ほどお答えをさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) それでは、それは後で回答いただくといたしまして、先ほど申しました食育基本法でも農業体験、それから生産から流通に至るいろんな過程を経験すること、それから、調理実習をすること、そういうことも非常に重要な食育の内容として述べられています。

実際にあわら市でこれらの点について、具体的にどのようにやられているか、それから、給食の食べ残しというのはどれくらいあるか、この点について回答をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) ただいま、ご質問のありました学校給食の現状でございますけども、まず、センター方式の給食では複数の学校に給食を提供することになりますので、子供たちが育てた野菜を供給することは困難であります。

また、基本法に規定をいたしております食品の廃棄物の再利用につきましても、困難でございます。ただ、基本法では、食することのみでなく、自然の恵み、食に関する人々への感謝の念や、理解を深めることも目的の一つでございます。従いまして、先ほどの教育長の答弁にもありますように、調理実習や地域の協力を得ての農業の体験を行っておりますので、更なる食育の推進について充実を図って参りたいと考えております。

なお、食べ残しの実態につきましては、これも今手持ち資料がございませんので、もし把握ができるということであるならば、後ほどお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私は数字では把握しておりませんが、各学校の食べ残しはかなり多いというふうに聞いております。是非この実態も調査を掴んでご報告をいただきたいというふうに思います。

福井県は、食育推進計画を作成しております。平成19年から毎年、食育実践活動の発表会というのをやっております。今年も1月末にAOSSAで行われたということでございますが、四つの小中学校の実践活動が報告されたということでございますが、ここで発表された学校はすべて自校式ということでございます。

実際には、センター方式であっても食育することはできると口では言っておりますけれども、実践的には県内の状況を見てもセンター方式のところできき言ったような食育をきちんとやるというのは、ほとんど不可能というのが実態であるというふうに思います。先ほど言いましたが、小浜の校長さんもそのように、「とても自校式でなければこういうことはできない」というふうに言っておられます。

こういうことを踏まえて、市長に改めてこの食育についてどのように考えるか、学校給食のあり方についてどう考えるか、伺いたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今、小浜市の例を出されました。小浜市の前市長さんが御食国(みけつくに)というんですか、をまちづくりの中心に据えられて、大変すばらしい先進的な取り組みをしている市であります。私も今お話を伺ひまして大変すばらしいなというふうに思ったわけですが、先ほどのご紹介のありました食育基本法の趣旨を体現するためには、自校式でなければならぬという結論は出てこないのではないか、また同じように学校給食センター方式でなければならぬ、あるいはそうであってもならぬという結論も私は導き出せないのではないかというふうに思ひます。小浜市のようなことは大変すばらしいことでもありますし、少しでも近づく努力はしなければならぬというふうに思ひます。

また、あわら市といたしましても食ということに今年度は焦点を当てまして、「おばあちゃんの味」というものも制定をいたしましたし、今ご指摘のありました「早寝早起き朝御飯」というようなキャッチフレーズを特に子供たちの食に対する市民の考え方ももう一回見直していただくというような運動も始めたところでありまして、少しでもそういう理想に近づく努力は今しているつもりであります。

しかしながら、これは別に食だけではありませんで、行政のあらゆる分野について、先進的な事例はたくさんあります。すべての先進的な事例を取り入れることができればそれは大変すばらしいまちになるかと思ひますけれども、それをそのまま一

つのまちに取り入れますと、恐らくまちとしては立ち行かなくなってしまうんじゃないかなというふうに思っております。100%ではなくても、少しずつそういう理想に向かった、与えられた条件の中でどこまでできるのかという努力をしていくことが今は重要ではないかなというふうに思っております。

繰り返しますけれども、小浜市の例は見習うべき理想像としては追いつつ、また食育基本法の趣旨というものもその理想に向かって努力していかなければなりませんけれども、それがそのままストレートに自校式、あるいはセンター方式の判断に繋がるものではないというふうに私は考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 先ほども申し上げましたが、それは、センター方式でやっているから、食育が一切できないと、そういうものでないということは当然のことだと思いますが、より望ましい形は自校式ではないかと。私は、県のこの食育実践活動の発表会3年やられておるそうですが、確かに、3年間の間にはセンター方式でやっているところも1校か2校は発表があったということですが、そのほかはすべて自校式のところが発表しているということを見ても、実際、総合的に食育教育を前進させるには自校式が望ましいというふうに思います。

それで、是非、市長にも教育長にも、センターにするか、自校にするかということはまだこれから検討だというふうに思いますが、こういう今申し上げました食育基本法の観点を踏まえて、総合的にどうあるべきか、特に農家の方も含めて地産地消推進、そういう観点も入れて、もう一度やっぱり市民的に議論をし直すべきではないかなと。その上に立ってどうあるべきかと。もちろん、財政的な制約があるということもわかっておりますけれども、そういうことを踏まえた上で、そういう議論をやって考えるべきではないかというふうに思いますが、この点についての今後のこれからの進め方についてどうするか、考えを伺いたいと思います。

市長、教育長、できればそれぞれお願いしたいかなと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) これは、今まで議会には何度かご報告をしておりますけれども、教育委員会部局といたしましては、センター方式が望ましいという結論を出しておりますけれども、そのことについて今議会といろいろと協議を進めさせていただいているというところではないかと思いますが、このことにつきましては、市民の皆様にもこれから十分ご理解をいただかなければならないと思いますし、そういうご理解のないまま進めさせることは私も慎むべきであろうというふうに思っておりますので、十分これからも情報の提供とともに、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 今、市長がお答えしましたとおり、教育委員会といたしまし

ても、地域の方々、保護者との協議をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 是非、そういう議論の場を作っていただいて、市民を巻き込んだ議論を是非やっていただきたいなというふうに思います。

二つ目の問題に移りたいと思います。

昨日から、この北陸地方も梅雨に入ったということでございますが、今年は春先から非常に低温、異常気象が続いております。その結果、あわら市の特産品である梨や柿などをはじめとして、多くの農産物に低温被害が発生しているということであります。特に、梨は例年よりも非常に早い時期から黒星病というものが発生していると。梨農家は2回ぐらい摘果をして最終的に残していくわけですが、黒星病がついているので、摘果のやり方も非常に困っているというようなことも言われております。ここ1週間か10日ぐらい、また非常に暑い日が続いておりましたが、梅雨に入りますと、特にこういう黒星病が広がる可能性があるというふうに言っております。

被害の実態はどうなっているのか、またこの対策についてどう考えているのか、伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、春先における全国的な低温、日照不足により、野菜の供給量が極度に低下し、価格の高騰や、規格外品が流通したことは記憶に新しいところであります。

J A花咲ふくい、坂井農林総合事務所及び市が先ごろ実施した生育状況調査によりますと、坂井北部丘陵地におけるメロン、スイカ等の野菜は、昨年と比べて1週間から10日ほど成育が遅れているものの、ほぼ回復傾向にあると判断しているところであります。

また、水稻の状況であります。田植え後の低温、日照不足により、草丈が長く、茎数が少な目で、生育はやや遅れているとのことであります。

一方、果樹につきましては、低温による被害が見られ、梨は栽培面積約30ヘクタールのうち1割ほどが黒星病を発症し、柿については約25ヘクタールのうち3割程度で霜による新芽の枯死が見られるなど、収穫量には少なからず影響があるものと懸念されているところであります。

これらの状況から、坂井農林総合事務所では、J Aを通じ、加温、保温等の営農情報を発信し、農家の指導に当たっているほか、梨生産者に対しては、J Aが対策会議を開催し、現状把握に努めるとともに、対応策を検討しているとのことであります。

いずれにいたしましても、関係機関が連携し、適時、適切な営農指導に努めていくことが重要であると考えており、また今後の被害の状況によっては、被害農家の経営継続のための支援策などを県に対し働きかけて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 生育が1週間ほど遅れているということでございますが、梨などもお盆前に大体例年出荷をしているところ、ところが、実際はもう少し熟してお盆過ぎの方がおいしいそうですが、価格はお盆前とお盆後ではがたっと違うと。今年は、先ほどの市長の話では梨は10%ぐらい黒星病にかかっているということですが、私はもっと広がっているのではないかなというふうに聞いております。しかも、出荷が遅れば价格的にも非常に大きな打撃を受けるのではないかなと。

鳥取県は20世紀梨の産地ですが、鳥取県ではもう既に県が低利の融資とか、それから、特に黒星病については何回も防虫をする必要があると、これからまた梅雨がずっと長引けば、この間にも何回も防虫をする必要に迫られると、そういうことに対しての鳥取では助成制度ができていたというふうなことでございますので、是非、実態をよく掴んでいただいて、市だけでは大変かと思いますが、県に対しても適切な助成をするように求めていっていただきたいというふうに思います。

では、三つ目の問題に入りたいと思いますが、有害鳥獣対策、イノシシの問題でございます。

有害鳥獣対策の特措法が今年で期限切れになるというふうに伺っております。そして、民主党政権はこの有害鳥獣対策費をかなりカットしてきていると、来年以降継続するかどうかははっきりしないというふうに聞いておりますが、イノシシ対策の被害は減っているところか、まだ増えているのではないかなというふうに思います。私の集落などでも、電気柵を設置して、進入を防ぐということをやっておりますけれども、数を減らさなければ、なかなか被害を減らすということにはならないのではないかと。昨日は後ろの東山のところで山狩りをして、イノシシを射殺するという計画がありまして、失敗したようで上手くいかなかったと。またもう一遍やるということでありますけれども、是非生息数を減らすことが必要だというふうに考えております。捕まえて埋めるというのも非常に手間隙がかかりますし、とても大変だということを言っております。是非、そういう点では捕獲をして減らすということも考えていただきたいと思うんですが、同時に、ただ埋めたり燃やしたりするのではなくて、これを食肉として加工流通させるということになれば、非常に経済的にもいいのではないかなと、そういう食肉加工処理資格者を養成するとか、そういう施設をつくるとか、これは別にあわら市だけで作る必要はないと思いますが、そういうことも是非考えていただきたいというふうに思います。

実際に、イノシシをはじめ、最近ではシカの被害も言われておりますけれども、そういう被害の実態、被害面積、被害額、それから捕獲頭数等はどういうふうになっ



ているかということと、先ほど申し上げました、そういう食肉加工処理資格者の養成、施設建設等についてどう考えるか伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

ご承知のとおり、近年の暖冬傾向による積雪量の減少に加え、ハンターの減少、有害鳥獣の活動範囲の拡大等により、劔岳・坪江地区を中心に農業被害が増大いたしております。このことから、金津東部地区鳥獣害対策協議会では、農地へのイノシシの侵入を防止するため、平成18年度までに電気柵を42.1km、平成20年度からは金網固定柵を9.3kmにわたり整備しているところであります。

また、イノシシの生息数を減らすため、猟友会や、地元住民とともに捕獲強化に取り組んでおります。

さて、イノシシによる水稲、大豆、ソバ等の被害額は、平成19年度で500万円、平成20年度で370万円、平成21年度では660万円で、被害面積は平成21年度で10.6ヘクタールとなっております。このような中、議員ご指摘のとおり、今年度の国の鳥獣害防止総合対策交付金の内示額は、要望額2,157万円に対し、約7割減の630万円となっております。

さらに、当該事業は3カ年限りの事業であり、今年度がその最終年度となることから、事業効果の面でも大きな影響があるものと懸念いたしております。このことから、県に対しては当該交付金の減額により事業計画の実施に影響を及ぼさないよう要望額を確保するとともに、被害防止のための抜本的対策に取り組むよう、市長会としても要請を行うよう働きかけをいたしております。

次に、「生息数を減らすため、捕獲したイノシシを食肉として加工流通させてはどうか」とのご提案であります。イノシシの捕獲頭数は平成17年度から20年度までは、毎年50頭以下で推移してはりましたが、昨年度は144頭となっております。また、捕獲したイノシシの処理につきましては、捕獲現場付近で埋設いたしております。

これを食肉として加工流通させるためには、現在の捕獲頭数や、施設の維持管理費等を勘案いたしますと、採算面での課題が残りますが、今後の捕獲頭数の推移によっては、埋設場所の確保が困難になることも予想されますので、新たな処理方法の一つとして調査・研究して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 国の予算は、要求額2,150万円に対して、わずか630万円ということでしたが、こうなりますと、今まで計画していた事業は継続達成できるのでしょうか。その点について、伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（丸谷浩二君） 農林水産課長、岡崎新右工門君。

農林水産課長（岡崎新右工門君） 農林水産課、岡崎です。私の方から答えさせていただきます。

22年度の計画としましては、1.2kmの要望が出ておりまして、事業費で4,200万円というような計画でございました。それで、今、市長の方からお答えしましたように、内示が来まして、金額が30%弱というような額でございますので、地元の方に持って入りまして、東部獣害協議会の方で検討をしていただきまして、現在のところ、約6,518m、約半分ぐらいの事業費になるんでございますけれど、地元の方で実施をしたいと。どうしてもできない地区が若干ございまして、一番端ではございますけど、牛ノ谷地区、それから熊坂地区は事業効果を上げるために森の中に柵を通すというような工法で、距離数を減額しまして、そういう形で現在進めております。

今、補助金に関しましては、当初計画通りでいけば、地元負担が約3割から26%弱の負担でよかったんですけど、今、国のこういう減額になりますと、40%から45%弱の地元負担に増えるということでございますので、市長言われるように、県の方に働きかけ、また地元からも10日付で要望書が出ておりますので、それを受けて今後検討して参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 先ほど、市長の答弁にもありましたが、21年度は被害額、それから捕獲頭数等も増えていると、にもかかわらず、国が予算を7割もカットしているということは全く理解に苦しむところでありまして、何としまして第1は国に対して、今まで以上の予算を出すように、強力に働きかけをしていただきたいなというふうに思います。地元としても、非常に地元負担が増えるということではなかなか実施するのは厳しくなるのではないかなというふうに思いますので、是非その点をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（丸谷浩二君） 暫時休憩をいたします。再開は午後1時とします。

（午後12時06分）

---

議長（丸谷浩二君） 引き続き会議を続けます。

（午後1時）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長（藤崎恒美君） 山川知一郎議員の学校給食における地元食材の使用についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

昨年11月の時点での市内学校給食の調査結果では、県内産食材が44.9%で、県内平均43.5%に対し、1.4%の増となっております。また、市内産食材につきましては27%で県内平均19.8%に対し7.2%の増となっております、そ

れぞれ、県平均を上回る使用率となっているものでございます。

また、給食の残量、食べ残しの実態でございますが、最新のものといたしまして、給食センターの本年5月分で申し上げますと、1日平均の残量が5.4kg、1人平均いたしますと5.5gという結果が出ております。

私どもといたしましては、給食センター1,200食に対しまして、残量が5.4kg、これは非常に少ない残量かなというふうに認識をいたしておるところでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

---

笹原幸信君

議長（丸谷浩二君） では、引き続きまして、一般質問を行います。通告順に従い、7番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 笹原、一般質問をいたします。

質問の題は教育問題についてということでございますが、主に講師についての質問をいたします。

今回の補正において、芦原中学校講師賃金224万7,000円が計上されております。この講師賃金の補正予算を計上するということは、県の基準の配置数では、芦原中学校では先生が足りないということなのか、また、足りないのであれば、県の基準がどうなっているのかを説明をまずお願いをいたします。

次に、今まで加配があったと思うのですが、加配について今現在はどのようになっているかをお伺いいたします。

今年の入学式で感じたことでございます。芦原中学校の生徒数が昨年と比べますと44人も減っており、355人となっております。その結果、先生方は3人の教諭と講師1人の計4人もの減員となっているとのことでした。21年度と比較しますと、クラス数では1年生が5クラスから4クラスに1クラス減になっており、ほかの学年については、クラス数は変わりありません。1クラス減で先生が4人も減るとするのは、何故なのかをお答えください。

生徒数が減るということは、以前提示をされており、承知しておりましたが、先生がこれだけ減るということは示されていなかったと思います。正直申し上げて、ショックを受けております。

また、先生がこれだけ減ってきますと、日常の教育や部活に影響が出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

来年度23年度においても芦原中学校では生徒数が30人ほど減るとのことであり、今年度のことを考慮すれば、来年もまた先生が減るのではないかと危惧されますが、今以上に減員となれば、相当な影響が出るのではないかと考えられますが、どう考えますか。

一方、金津中学校では、平成21年と比較すると、生徒数は16人減で、教諭は2名減となっております。両中学校とも先生が減っているわけであります。特に、芦原中学校におきましては、講師の数が平成20年は4人、21年度は5人でしたが、22年度の学校要覧によれば、県費2人、市費4人の計6人の講師となっております。教諭の人数が減っていき、講師の数が段階的に増えている現状をどのように考えるかをお尋ねいたします。

次に、講師についての質問をいたします。

今回の補正予算に計上されているのは、1人分の賃金なのか、また賃金はどのように算定しているのかをお伺いします。

賃金が安いと、働けど働けど暮らしは楽にならず、食べていけない、非正規採用の先生が増えていると聞きます。まさに、先生のワーキングプアです。その上、任用期間が切れたら再任されるかどうかの保障はありません。

少子化の時代、講師の先生が行政改革の名のもとに、低賃金で働かざるを得ない現状をつくり出し、雇用の面では、教育の場の調整弁になっているのが現状であると思います。雇用が保障され、経済的に安定しなければ、常に不安がつきまとい、継続的な学級運営をしようにも、できるはずもありませんし、勉学に、調査研究に、そして、子供との接し方に全身全霊で取り組めないのではないのでしょうか。

市長は、教育は、大事であるとの観点から、現在ハード整備には相当の資金をかけておられますが、確かに、見た目は大変良くなっていくかもしれませんが、子供たちに一番大事なソフトの面、すなわち、先生と子供たちの日々接する関係がおろそかになってしまうのではないのでしょうか。教育部局では、先生の不足は市費で講師を雇い、手当てしていると答えていますが、雇い方の内容が問題なのです。自分が、また自分の子供が講師の立場であったらどう思いますか。

市長は、教育に関する優先度は高いと言われましたが、本当に大事であるなら、講師の身分を市がある程度保障し、安心して子供の教育に専念できるよう、待遇改善を考えるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

これで、1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 笹原議員のご質問にお答えします。

市費による講師の配置は、複式学級の解消、及び支援を要する生徒、児童に対して行っており、学習面及び生活面において非常に高い効果を発揮しております。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、学級規模及び教職員の配置の適正化や、義務教育水準の維持向上を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について規定されております。具体的に申し上げますと、芦原中学校の場合、昨年度は15学級で法律による教員の定数は25名となっております。実際の配置は定数配置27名及び加配4名の合計31名でありました。一方、本年度は昨年度より1学級減の14学級となり、法律による定数は22名となりま

すが、実際には定数配置24名、加配3名の合計27名となり、昨年より4名の減となっております。

議員ご承知のとおり中学校の場合は小学校とは異なり、教科担任制であることから、学校全体での配置基準では充足するものの、教科単位では教員が不足する場合があります。このことから、県では法律の定数を上回る定数基準及び配置制度を設け、きめ細やかな学校運営に対応しております。

さて、ご質問の芦原中学校の市費での教職員配置については、例年の加配教員が県内各中学校で一律カットされたこと、また、「元気福井っ子新笑顔プラン」による少人数学級を進めるかわりに、県の定数基準が減らされたことに起因するものであります。このようなことから、本年度芦原中学校の体育科教諭に不足が生じたものであり、免許教科外教科担任許可申請を考慮いたしました。本来の学習に影響を及ぼすものと判断し、補正予算をお願いするものであります。なお、今回の補正額につきましては、当該講師のほか、講師3名分の手当等を精査した金額となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、部活動の影響についてのご質問にお答えいたします。

確かに、生徒数及び教職員数が減少すれば、部活動の維持に影響が出てくることは否めません。今後は、1人の教員が複数の副顧問を持つなどの対応や、指導者が不足する場合は、県事業の地域スポーツ人材活用支援事業などの外部指導者を活用しながら対応して参りたいと考えております。

次に、来年度の教職員の配置については、先ほども答弁させていただいたとおり、学級数に応じて、教員の配置数が決定いたします。現在のところ、平成23年度の芦原中学校の生徒数は31名の減少が予想されておりますが、学級については、「元気福井っ子新笑顔プラン」の恩恵を受け、14学級と変更がないものの、新笑顔プランによる、チームティーチングや少人数指導等の加配は不確定であります。いずれにいたしましても、学習指導や部活動の充実のためにも、県教育委員会に対して、教員数確保の要望をして参りたいと考えております。

最後に、講師の身分及び所得の保障についてのご質問にお答えいたします。市費講師の賃金等の形態は、市の基準に基づく雇用となっております。県費講師とは、賃金面において多少差がありますが、日々の業務内容が異なっております。教育委員会では、各学校長に対し、雇用契約に合わせた業務配分を行うことを指示するとともに、教職員採用試験の志望者には、将来に向けた指導や研修など、十分な配慮を行っております。また、今後は賃金の面においても検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 答弁いただきました。

今回、私が通告書を出させていただきました。

私は、今回まで毎回一般質問をして参りました。今回の通告に関しまして、一部聞こえた話が県の話であるとか、またつまらない質問であるとか、そういう声が聞こえて参りました、教育委員会の方から。確かに、教育一筋40年以上もされてきた方から見れば、私の質問はつまらない質問であるかもしれません。しかしながら、私は自分が疑問に思ったことをこの場で質問をしているわけでございます。質問をして、答弁をいただいて、その中に疑問があればまた再質問すると。一般質問することによって、市民の方がその細部についても分かるわけでございます。こういうことは所管課で聞いていただければという声もあります。しかしながら、私は市政の中で問題点があれば、やはり市民の皆さんにお分かりいただけるようにこの場で一般質問をして、市民の方々にご理解をいただけるよう、今後ともやっていく所存でございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、私が質問をした中で、回答をいただけてない部分があると思うのですが、教諭の人数が減って、そして講師が増えている現状をどう考えるかとの質問をしているわけですが、今、返事を聞き漏らしたのかもわかりませんが、再度お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 再度の質問にお答えさせていただきます。

教諭の人数が減って、講師が増えている現状ということでございますが、県の教職員の採用状況は、平成21年度までは約100名ちょっとの教員採用でございましたが、平成22年度につきましては、約150名を採用しておりますし、また、来年度についても、もう少し増やして160名程度というように伺っております。

また、今後児童生徒数が減少していく中で、長期的視野で教職員数を考慮したとき、最小限の範囲での講師の配置もやむを得ないというふうには私は理解しているところでございます。従って、教諭が減り、講師が増え続けるというふうには捉えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、講師の配置につきましては、あわら市におきましても、その年によって変わりがちで、お産でお休みになられる産休、子育てでお休みになられる育休代替、または教科で足りない分の教科補充の配置となっておりますのでよろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) ただいま、お答えをいただきました。平成21年は100名の採用であったのが、順次増えているということで、これにつきましては、大体わかりました。県としてもある程度の先生の採用をされている、また、していく予定であるんだなということがわかりました。

次ですが、部活についてですが、これは中学校の問題点の時からいろいろ懸念さ

れたことをごさいました。今後、中学校では1人の教員が複数の部を見ていくとのことで、今後、対応をするということですね。それから、指導者がいない場合は、地域スポーツ人材活用支援事業などの外部指導者を活用しながら対応していますというふうな答弁がごさいました。現在、先生が大分少なくなっている現状ですけれども、それについては、現在は今どういうふうに対応されているわけでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) ただいまの部活の顧問の対応ということでごさいますけれども、現在におきまして一部におきまして、顧問の先生、これも副顧問ということで複数の部活を担当しているのが実態でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) ということで、近い将来、極端に申し上げれば、まだまだ先生が減ってくる現状で、部活の数も減らさざるを得ないのではないかと、私は考えますが、その点どうお考えですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 今の生徒数が減り続けて、それに伴って教員も減って参りますが、そうした場合、県下の各小さい中学校でとっております方法は、学校の中で選択する種目数を減らして、そこで部活動を実施しております。ただいま、ずっと人数が多い状態でやってきた部活動もそのうちに人数が少なくなれば、人気が少ないければ自然淘汰されるというふうに私は考えております。

また、中学校での部活動が競技に繋がるということではなく、仲間と一緒に部活動をするという、そこに意義を持っていただければ、多少種目が違って、何かに打ち込んで仲間と活躍するというところに意義を見ていただければよろしいのではないかと思います。

それがもし無理であれば、地域のスポーツクラブへ行って、自分の専門種目だけをするというのが、これからの流れになるのではないかとというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) そのお考えは私も良く分かるんですけども、現状でも、例えば、中学校にこの部がない、そういうことで、あわら市の中学校に来ずに坂井市の中学校に行っているお子さんもございます。一概に、教育長が言われるようになるのかどうか、それはなってみな分かりませんが、今現在が、実際坂井市の中学校に行ってる子供もおるわけです。お隣の市へ行ってまで部活をしたいというお子さんもたくさんおられると思うんです。その点、教育長はどう思われますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（丸谷浩二君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） その方につきましては、地域の仲間と一緒に学校へ行くという目的よりも、その一つのスポーツを選ぶ方の価値判断が高かったのだと。また、それを保護者の方もそのように判断されて、選んだんだと私は思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） はい、分かりました。

それから、最近聞くところによりますと、市費の講師の賃金を上げられたと聞いております。それはそれで評価できます。しかしながら、正規の先生と同様の仕事をしているにもかかわらず、賃金が安いと思われませんかでしょうか。

また、聞くところによりますと、講師の方でも県費の講師と市費の講師がございします。県費の講師につきましては、給与、それから福利厚生、あと残業とかそういうものでもある程度優遇されていると聞いております。講師の先生は、子供や保護者からは一人前の教師と見られているわけです。一人前の仕事をしながら、先ほど申し上げたように、いろんな面で教諭と多くの差があると思われまいます。それ以外でも、例えば、市費の講師ですと、夏休み、冬休みは賃金の支給もありません。賞与もございませぬ。恐らく有休もないと思ひます。それらの面をどうお考えになるかを答弁いただきたく思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長（藤崎恒美君） ただいまの市費講師の賃金や待遇面、これは教員や県講師と比べ、差が相当あるのではないかと申したご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、賃金面におきましては、経験を積まれた教員との差は大きいものと思ひます。ただ、市の講師につきましては、複式の解消や、教科担任、あるいは、生活支援の業務が主体でありまして、県費講師のように学級担任を持つことや、公務において主任を任されることはないわけでありまして、このように、業務内容において差が生じておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、月額講師につきましては、夏休み、冬休み期間中も校務を行うことになり申すので、賃金の対象になります。また、年金、健康保険といった社会保険の加入はもちろぬのこと、本市の賃金基準によりまして、年次休暇の付与、あるいは期末手当、通勤手当が支給されておりますので、申し添えさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） ただいま、教育部長のご答弁では、ある程度のことを見ていると、そういうふうにおっしゃられました。それは、月額講師の場合ですね。例えば、日給とかそういう講師もおられるのではないですか。その点についてもお伺い申す。

（「議長」と呼ぶ者あり）



議長（丸谷浩二君） 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長（藤崎恒美君） ただいまの笹原議員のご質問のように、確かに講師につきましても、月額講師と、そして日額の講師の二通りあるわけでございます。先ほど申し上げましたのは、あくまでも月額講師の状況でございます。

なお、日額の講師につきましても、期末手当、そして通勤手当、並びに年次休暇につきましても、その勤務年数によって若干差はあるわけでございますけれども、初年度におきましては15日間の年次休暇が付与されるということでございますので、若干、そういう待遇面では月額講師と日額講師の差はあろうかと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 講師の方の日給、それから月額、それについては分かりました。

ただ、いろいろお聞きしますと、長年勤めても安いと、そういうことが聞こえてきます。先ほど、教育長のお答えでは、今後賃金の面においては検討していくとの回答がございました。この講師の問題を私いろいろ調べておりましたら、1年、2年、3年の講師の先生がおられます。それ以外に気がついたのは、8年、9年、10年、また、最長で20何年と非常に長く講師をされていて、もう学校にはなくてはならない先生になられておられると。ところが、給与の面に関しますと賃上げがない、退職金もない。ただ月額の17万か18万ですか、その給与しかいただいていないと。そういうことが分かりました。本当にこの先生方、一生懸命働いておられて、学校が好きであって、子供が大好きであって、そういう先生方でございます。20年勤めても報酬の値上げもない、そういう環境の中においても教育に命をかけるといいますか、一生懸命されている先生方がおられます。そういう先生方に日を当てていただきたい。この方たちの待遇改善も特にお願いをしたいと思えますがいかがでしょう。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長（藤崎恒美君） ただいまのご質問は、講師として長年勤務されている方の待遇改善のお尋ねかと思えます。

この対応につきましては、市費の臨時職員との関係調整、また県並びに坂井市の現状、あるいは今後の動向を見極めながら検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 以上で質問を終わります。

---

散会の宣言

議長（丸谷浩二君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

明日から22日までは休会とし、休会中に付託された案件につきましては、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、6月23日、再開をいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後1時35分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成22年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第48回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成22年6月23日(水)

午後1時35分開議

### 1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第 3 議案第60号 平成22年度あわら市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第61号 平成22年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第62号 あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第63号 あわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第64号 あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第65号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第68号 金津創作の森条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 あわら市農業者労働災害共済条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第72号 市道路線の廃止について
- 日程第13 議案第73号 市道路線の変更について
- 日程第14 請願第 1号 選択的夫婦別姓導入など民法改正を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第15 請願第 2号 日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす法制定を求める意見書採択を求める請願書
- 日程第16 陳情第 1号 農業農村整備事業予算の確保を求める陳情書
- 日程第17 議案第75号 工事請負契約の締結について(平成22年度 芦原中学校南校舎耐震補強・改修工事)
- 日程第18 議案第76号 工事請負契約の締結について(平成22年度 金津中学校南校舎耐震補強・改修工事)
- 日程第19 議案第77号 工事請負変更契約の締結について(平成21年度 金津中学校北校舎耐震補強・改修工事)
- 日程第20 発議第 7号 農業農村整備事業予算の確保を求める意見書

- 日程第 2 1 発議第 8 号 子ども手当の抜本的見直しを求める意見書
- 日程第 2 2 発議第 9 号 北陸新幹線の早期認可を求める意見書
- 日程第 2 3 発議第 10 号 鳥獣被害防止総合対策事業予算の確保を求める意見書
- 日程第 2 4 農業委員の推薦について
- 日程第 2 5 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 1 . 閉議の宣告
- 1 . 市長閉会あいさつ
- 1 . 議長閉会あいさつ
- 1 . 閉会の宣告

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	辻邦雄
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	藤崎恒美	会計管理者	長谷部泰司
土木部理事	佐々木賢	市民福祉部理事	辻博信
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	事務局参事	山口徹
書記	中辻雅浩		

---

### 開議の宣告

議長（丸谷浩二君） これより、本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時35分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、杉本隆洋君、4番、山田重喜君の両名を指名します。

---

### 常任委員会の閉会中の継続審査の件

議長（丸谷浩二君） 日程第2、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

厚生経済常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、決定しました。

---

議案第60号から議案第65号、議案第68号、議案第70号から

議案第73号、請願第1号、請願第2号、陳情第1号の

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第3から日程第16までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（丸谷浩二君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 総務文教常任委員長、宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月15日と16日に、市長、副市長、教育長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました、議案第60号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）をはじめ、4議案について慎重に審査を

いたしました。

審査の結果、議案4件についてはいずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、議案第60号、議案62号、議案68号については賛成全員で、議案第63号については賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第60号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について所管課ごとに申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

消防費で嶺北消防組合負担金683万4,000円が計上されていますが、この内395万7,000円は次郎丸区の耐震性貯水槽設置費であるとの説明がありました。このことについて、委員からは、初期消火が大事であり、地区の要望がなくても消防署が巡回して必要であるのとらえれば、要所要所に防火水槽を設置することが必要であるとの意見があり、理事者からは、消防署が巡回して防火水利を検討して対応している、今後もそのような対応を行っていきたいとの回答がありました。

次に、監理課所管の地上デジタル放送対応工事に関連して、委員からは、来年7月に向けてのデジタル化への対応方法が市民にとって大変わかりづらいが、市民がスムーズに地デジ化へ移行できるようにどのような対応を行っているのかとの問いに、理事者からは、広報やホームページなどを通じてお知らせを行っている、また、デジサポ福井が地デジ化に向けて、市民が集まるところで相談会などを行うなど広報活動を行っている、また、各放送局も地デジ対応についてテスト放送も行う予定になっているとの回答がありました。

また、地デジ化の低所得者等への対応はどうなっているのかとの問いもあり、理事者からは、生活保護世帯で100台、障害者世帯で約60台のチューナーを、無償で申請順に配布しているとの回答がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

芦原中学校の講師賃金224万7,000円については、加配減により体育講師を市費で雇うものでありますが、説明では臨時職員5人分とあったことについて、雇用期間はどれだけかとの問いに、理事者からは、教員1名分の賃金と、5人分の通勤手当の精査によるものであり、雇用期間は4月から3月までの1年間であるとの回答がありました。

また、このことに関連して、芦原中学校に20年間も講師をしている人がいることについて問いがあり、理事者からは、職種は司書で、英語の授業も担当している。このように年数が長くなったことについては個人的な事情もあるのかもしれないが、詳しくはわからないとの回答がありました。

次に、文化学習課所管では、デジタル放送対応経費が各施設で計上されているが、特に、社会福祉センターと古町児童館で115万4,000円が計上されていることについて、委員からは、一般家庭の場合と比べて非常に経費が高過ぎるのではないかとの問いがあり、理事者からは、工事の内訳は、アンテナやブースター、キャビ

ネット、分配機などの工事費で、設置場所とそこまでの距離によって工事費が高くなっているとの回答がありました。

次に、議案第62号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号、あわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

この条例改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、人事院規則が改正され、これに準じて本条例について所要の改正を行うもので、育児休業をすることができる市職員の見直しや、再度の育児休業等を行うことができる条件を緩和するものです。

このことについて、委員からは、現在の市役所での育児休暇の実績はどうなっているのかとの問いがあり、理事者からは、男性の実績はゼロ、女性の育児休暇は3名であるとの回答がありました。

また、委員からは、公務員の場合は条件的に恵まれているが、零細企業の場合は、現実には非常に厳しいものがある、市内の企業の育児休暇の進み具合はどうなっているのかとの問いがあり、理事者からは、具体的な民間の調査結果はないが、一昨年、男女共同参画事業で行ったアンケート結果によると、かなりの数で育児休暇をとっているとの回答がありました。

また、委員からは、職員が実際に育児休暇をとる場合、周囲の職員が大変ではないのかとの問いがあり、理事者からは、育児休暇の申請があった場合、担当部長や担当課長などと相談しながらその対応を行っているとの回答がありました。また、理事者からは、一般企業と比べて恵まれていることもあるので、職場での仕事ぶりや地域でのいろんな活動をしっかりやってもらわないと、なかなか市民に理解が得られないとの回答もありました。

次に、議案第68号、金津創作の森条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、高齢者及び障害者の利用促進を図るための観覧料の半額割引などを新設するものでありますが、委員からは、条例改正前と改正後の収入の状況はどうかとの問いがあり、理事者からは、貸館料133万3,000円が結婚式などにより5万円増、入場料547万1,000円が高齢者割引等により16万円程度減になるが、総合的にみると入場者増も見込まれるとの回答がありました。

また、今までに、フリーマーケットの店舗料を提案してきたが、この条例改正の中で、なぜ取り入れられていないのかとの問いに、条例化した場合、その収入はわずかな金額となってしまう、この条例にはなじまない、そのため、負担金をブース料として、森のアートフェスタでは1店舗9,800円、クラフトマーケットでは1万4,000円を徴収しているとの回答がありました。

また、委員からは、創作の森が一般市民にとって身近でなく、敷居が高いのではないのかとの問いがあり、理事者からは、10年後を見据えて、子どもドキュメントや作家の出前講座などを行っており、今の子供から広めていくよう努力していると



の回答がありました。

また、針生館長が亡くなられたことに関連して、後任の館長については、ゆっくり時間をかけて慎重に考えていきたいとの説明もありました。

なお、議案外ではありますが、教育委員会から学校給食施設整備計画について説明がありました。委員会としては、PTA等に対する説明会開催の前に、議会に対して更なる説明をすべきとの意見がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（丸谷浩二君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 厚生経済常任委員長、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月16日、17日、本日23日に市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました、議案第60号、平成22年度一般会計補正予算（第1号）（所管事項）のほか補正予算に関する1議案及び条例に関する6議案、その他3議案、また、請願2件及び陳情1件について慎重に審査いたしました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

議案第60号 平成22年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について、所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管では、不法投棄物回収、処分業務委託料165万円について、委員からは、今回、緊急雇用創出事業で民間企業へ委託し2名を臨時雇用して、不法投棄物を回収することは理解できるが、不法投棄をさせないという意味合いからも、地域をみんなで守っていくという動機づけや意識づけをしていく上で地元住民の協力を得る事が大前提である、従来は住民の協力を得て処理していたことと比べると不公平であり、また、協力を得ることで作業できる範囲も広がるとの意見があり、理事者からは、県と合同でパトロールを行い、重点箇所を決定するが、地域の方の理解を得る事も重要なことなので再度検討するとの答弁がありました。

また、委員からは、この事業が終了しても市として継続してできるよう検討してほしいとの要望がありました。

子育て支援課所管では、保育カウンセラー95万円について、委員からは、臨床心理士1名を配置するがどのような事業内容かとの問いがあり、理事者からは、臨床心理士1名を任命し、市内の各幼稚園、保育所を定期的に巡回して、保育士や保護者からの相談に対応する。また、臨床心理士では対応できないことは、県の児童家庭課と連携し、専門の機関へ繋ぐこともできるとの答弁がありました。

また、幼保一元化等検討委員会経費が計上されていることに関し、22名の委員からなる幼保一元化等検討委員会を設置することについて、幼保一元化ありきではなく、幅広い意見を聞くようにしてほしいとの要望があり、理事者からは幼保一元

化ありきの検討ではない、それぞれにメリット、デメリットがあるとの回答がありました。

建設課所管では、市営住宅の旭団地第2棟総合改修工事4,484万円の大幅な減額について、委員からは、福井県耐震診断等評定委員会の判定により、設計を変更して減額になったとのことであるが、減額になったことについては良しとするが、当初から経費削減を重視していたなら、当初段階で工事費を低く抑えることができたのではないかと、また、これまで、実施してきた市営住宅の耐震改修工事も今回、変更したような補強を行えば、工事費は安く抑えることができたのではないかとこの指摘があり、理事者からは、これまで、市としては、入居者に影響が出ないブレース工法を選択してきた、今回の旭団地第2棟はブレース面が19面と非常に多く、経費も多額になることから、新たな工法を模索してきた結果、階段室の補強をすることになり、それが工事費の削減に繋がったとの答弁がありました。

委員からは、市営住宅、小中学校の耐震改修に対し、常に工事費を安くあげる工法についても研究するよう強く求めてきたところであり、市としてコスト削減に取り組む強い姿勢が必要だったのではないのかとの強い意見がありました。

農林水産課所管では、明日の地域農業を支える担い手条件整備事業について、委員からは、補助金の申請額に1円までの金額が含まれているが、高額な申請額であり、1万円以下の金額については端数処理で査定するべきではないかとこの指摘があり、理事者からは、設計額をもって予算を計上している、端数については、今後、計上しないよう調整するとの答弁がありました。

また、委員からは、鳥獣害防止総合対策事業について、事業最終年度である22年度当初においては、事業費4,200万円で12kmの固定柵を予定していたが、政権交代で国庫補助金が2,150万円から630万円と大幅な減額となったため、事業規模を6.5kmに縮小し、且つ、地元負担金の大幅な増額となっている。地元では、高齢者世帯も多く、地元負担にも応じられないため、対策を講じなければ被害が拡大する恐れがあり、市としては、例年どおりの補助を望むとの強い要望がありました。

議案第66号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号、あわら市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号、あわら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

特に下水道使用料においては、大口の滞納法人と未接続法人があるとのことでした。料金を値上げすれば、上下水道料金の滞納分が、きちんと料金を支払っている人の負担増にもなり得る。値上げする前に、これらの滞納と未接続の大きな問題を改善すべきであり、それらに努力すべきである。また、この値上げについては、いまだ市民に周知されず、十分に理解される状況になっていないとの意見がありました。

理事者、行政側は上下水道会計の現況と何故、値上げをしなければならないのか

を市長の地区懇談会等やあらゆる方法を用いて市民に十分に公開し理解を求めるべきであるとの強い意見があり、議長へ継続審査の申出書を提出しました。

次に、請願第1号、選択的夫婦別姓導入など民法改正を求める意見書提出に関する請願書について申し上げます。

先の第47回定例会議会において、選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する意見書を提出しており、本市議会の意思は明確になっているとの意見があり、不採択と決しました。

次に、請願第2号、日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす法制定を求める意見書採択を求める請願書について申し上げます。

請願第2号につきましては、国家間の外交問題であり、市議会にはなじまないとの意見があり、不採択と決しました。

審査の結果、当委員会付託された議案第60号、61号、64号、65号、70号、71号、72号、73号については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、すべて挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第66号、67号、69号については慎重に審議を進めましたが、審議未了のため継続審査すべきものと決しました。

なお、陳情第1号については、願意妥当と認め、全会一致で採択と決しました。

以上、付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ報告といたします。

---

議長（丸谷浩二君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これから、日程第3から日程第16までの討論、採決に入ります。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第60号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第60号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第61号、平成22年度あわら市公共下水道事業会計補正

予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第61号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第62号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第62号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第63号、あわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第63号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第64号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第64号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(丸谷浩二君) 議案第65号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第65号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(丸谷浩二君) 議案第68号、金津創作の森条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第68号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(丸谷浩二君) 議案第70号、あわら市農業者労働災害共済条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第70号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第71号、市道路線の認定について討論ありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第71号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第72号、市道路線の廃止について討論ありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第72号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第73号、市道路線の変更について討論ありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第73号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 請願第1号、選択的夫婦別姓導入など民法改正を求める意見書  
提出に関する請願書について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） では続いて、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 選択的夫婦別姓導入など民法改正を求める意見書提出に関して、賛成の討論を行いたいと思います。

請願趣旨にも書かれておりますが、結婚によって夫婦同姓を強制するということは、これはどこから見ても明らかに女性に対する差別であるというふうに考えます。結婚によって、九十数%は、女性が改正を余儀なくされているというのが現実であります。これについては、既に国の法制審議会も1996年に選択的夫婦別姓導入を含む民法改正をするようにという答申を出しております。また、国連も女性差別撤廃委員会も再三にわたって、日本政府にこれを撤廃するようにという勧告を行っております。

また、最近の世論調査によっても、夫婦別姓導入賛成が反対をかなり上回っているという状況でございます。夫婦別姓を選択するということであって、強制するものではありません。そして、夫婦別姓にすると伝統的な日本の家庭が崩壊するのではないかというような意見もありますが、私は家庭の問題は、これは夫婦間の信頼と愛情の問題であって、別姓にしたから家庭が崩壊すると、そういうものではない、むしろ、最近の女性の社会進出がどんどん進んでいる、そして結婚もかなり年齢が遅れてきている、そういう中で、女性も仕事上、社会的なそれなりの地位を持って活動している方もたくさんおられる、こういう方が結婚した時に改姓を迫られるというのは、いろいろ仕事上、社会生活上不都合が生じるということで、この請願を採択するように議員各位のご賛同をお願いをして討論といたします。

議長（丸谷浩二君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） 13番、牧田。

選択的夫婦別姓について、大筋で賛成でありますので、賛成討論を行いたいと思います。

私は、今の山川議員の話のように差別だと思っているわけではないわけですが、しかし、とても大切なことというのは、この法案というのが、別姓にすることを強要する、強制するというものではないのだということにあります。だから、同姓にしたい人は同姓に、そして、別姓にしたい人は別姓にという、そういうような趣旨が含まれた法案であるというふうに理解しております。

先ほど、山川議員の話にもありましたように、内閣府が発表した選択的夫婦別姓に関する世論調査、これは最新のものでありますが、その中では20代、30代の男女ともが、選択的夫婦別姓賛成派が80%を超えているというデータがあります。これは、年長者の場合にはこの逆の傾向が多いわけですが、全体をトータルしても既に過半数を賛成派が占めているという、そういう報告を読んでおります。それから、別姓反対派というのは、この伝統的家族制度の崩壊に繋がるという、そ

うという意見が別姓反対派からよく聞かれます。しかしながら、この夫婦が同姓であるという習慣というのは、明治31年に公布されて、そして施行された明治民法以来、まだ僅か100年の歴史を持っているのに過ぎないのであります。私は、日本の伝統とか、伝統的夫婦とか、あるいは伝統的立ち居振る舞いとかいうものは、これは当然のことながら明治以降ではなくて、江戸期以前にあるというふうに私は思っております。考えてください。明治の7年だったと思うんですけども、あの年に初めて、庶民が姓を得ることができました。それまでは士族だけであります。ほとんどの庶民というのは姓を持っていなかったというのが伝統であるということも考慮しつつ、やっぱり、私は同姓であることが伝統的家族制度の維持ということとリンクするものではないというふうに思っております。

それと、アイデンティティ、自分が自分であるということを確認するということと言うと、現在、結婚してほとんどの女性が改姓される。さっきの話で九十数%という話がありましたが、そういうアイデンティティというものが、改正することによって損なわれるということ嫌がる人がいるのは事実であります。

だから、何度も言いますが、これは別姓にしなければならないということではなくて、別姓になりたいという希望を許容するような、そういうような趣旨のものであるということを理解した上で、この法案に賛成したい、請願書に賛成したいと思っております。

ただしながら、大筋で賛成なんですけれども、じゃあ、子供の姓の方はどうなるのかというようなことに関しては、ちょっと良く分からないんですけども、そういうことは細則の中で十分に審議して詰めていくというようなことでやっていけばいいのではないかとということも含めて、私は大筋で、そういう今の選択的夫婦別姓制度、これの請願書に対して賛成意見を述べさせていただきました。

どうもありがとうございました。

議長（丸谷浩二君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） これで討論を終結します。

議長（丸谷浩二君） これより、請願第1号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

---

議長（丸谷浩二君） 請願第2号、日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす法制定を求める意見書採択を求める請願書について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） まず、原案に反対者の発言を許可します。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 請願第2号、日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす法制定を求める意見書採択について、賛成の討論を行います。

ご承知のように、今年は日韓併合100年の年であります。この100年間、日本は、韓国、朝鮮に対してさまざまな植民地支配とか、言語とか文化を否定するとか、人権無視、そういうようなことをさまざま行って参りました。こういうことについては、政府も公式に誤りであったということを、公式ではなくて、議長がそういう見解を表明するなどというようにしておりますが、まだいまだに公式な謝罪、そういうものは行われておりません。戦争中、日本軍に従軍させられた慰安婦は、韓国朝鮮だけには限りませんが、これは、女性の人権、人間の尊厳を回復する課題であり、その解決は被害女性の方々が高齢化して、待ったなしの問題であります。

今まで、政権与党である民主党も、野党の時代にはこれはきちっと解決すべきということを主張して参りましたが、現在、政府はこの問題について、前向きな姿勢をとっておりません。私は、政府が一日も早く、この問題について公式に謝罪と補償をすべきである、そして、二度と再びこういう誤りを繰り返さない、近隣の諸国との平和友好を強化していくというためには、正しい歴史教育を行うということが不可欠であるというふうに思います。

そういう立場で、この意見書を是非採択していただくように、議員各位のご理解をお願いいたしまして、討論いたします。

議長(丸谷浩二君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) これで討論を終結します。

議長(丸谷浩二君) これより、請願第2号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立少数です。

したがって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

---

議長(丸谷浩二君) 陳情第1号、農業農村整備事業予算の確保を求める陳情書について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

これより、陳情第1号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は採択です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

議案第75号から77号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(丸谷浩二君) 日程第17、議案第75号、工事請負契約の締結について(平成22年度芦原中学校南校舎耐震補強・改修工事)、日程第18、議案第76号 工事請負契約の締結について(平成22年度金津中学校南校舎耐震補強・改修工事)、日程第19、議案第77号、工事請負変更契約の締結について(平成21年度金津中学校北校舎耐震補強・改修工事)

以上の議案3件を一括議題とします。

議長(丸谷浩二君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第75号及び議案第76号の工事請負契約の締結について、並びに議案第77号、工事請負変更契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号につきましては、去る6月4日に平成22年度芦原中学校南校舎耐震補強・改修工事の条件付き一般競争電子入札を執行いたしております。

その結果、3億163万8,750円で、三越建設工業株式会社、立田建設株式会社、平成22年度芦原中学校南校舎耐震補強・改修工事特定建設工事共同企業体が落札、同共同企業体の代表者である三越建設工業株式会社と仮契約を締結いたしましたところであります。

議案第76号につきましては、同じく6月4日に平成22年度金津中学校南校舎耐震補強・改修工事の条件付き一般競争電子入札を執行いたしております。

その結果、3億1,132万5,000円で、株式会社見谷組、株式会社山田組、平成22年度金津中学校南校舎耐震補強・改修工事特定建設工事共同企業体が落札、同共同企業体の代表者である株式会社見谷組と仮契約を締結いたしましたところであります。

議案第77号につきましては、昨年11月26日付けで契約を締結いたしました平成21年度金津中学校北校舎耐震補強・改修工事について、工事内容の一部変更等に伴う設計変更により、増額の変更契約を締結するものであります。

変更の内容といたしましては、職員玄関入り口の柱の強度不足が判明したため、鉄筋及びコンクリートで補強するほか、防火シャッターの安全装置の設置が義務づけられたことから、安全装置付きの防火シャッターに更新するなど、工事内容の一部変更により増額するものであります。契約変更額については、520万650円

の増額であり、変更後の請負契約金額は2億4,156万6,150円となるものであります。

以上3議案について、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） ただいま議題となっています議案第75号から議案第77号につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これから、議案第75号から議案第77号までの、討論、採決に入ります。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第75号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第76号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（丸谷浩二君） 議案第77号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

発議第7号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第20、発議第7号、農業農村整備事業予算の確保を求める意見書を議題とします。

議長（丸谷浩二君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、7番、笹原幸信君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 議長のご指名がありましたので、発議第7号、農業農村整備事業予算の確保を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

農業農村整備事業は、国民の必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできないものであります。

しかしながら、平成22年度の農業農村整備事業予算では、公共事業削減の流れの中で、前年度比で6割を超える額が削減されています。このような事業予算の急激な削減は、必要な整備の長期化や中止を招き、農業・農村の更なる疲弊とともに、農業そのものが成り立たなくなる恐れがあるばかりか、食料自給力をさらに低下させ、国民全体への不利益にも繋がるものと危惧するものです。

食料自給力の向上や農業・農村の振興は、戸別の所得補償だけでは展望が開けるものではなく、農業生産基盤や農村環境整備などと連携しながら取り組むべきであり、国会及び政府に、農業農村整備事業の重要性を強く要請するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） ただいま議題となっております発議第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいまの意見書提出について、賛成の立場で討論をしたいと思えます。農業基盤整備は、言うまでもなく、農業振興にとって不可欠のものであります。

にもかかわらず、民主党政権が基盤整備予算を6割強も削減したことは、農業に大きな打撃を与えるものであります。私の地元、劔岳地区でも、パイプライン建設を予定しておりますが、地元負担がこのままいけば、今までの倍以上になるのではないかと思えますが、そういうことではとても地元としては、負担に耐えられないということになると思えます。民主党政権になってからの農業政策を見ておきますと、口では農業の振興、食料自給率の向上ということをおっしゃりますが、最大の目玉である戸別所得補償にしても、生産コストにも満たない補償でありますし、こういう基盤整備の予算、さらにまた後で出て参りますが、鳥獣対策の予算も大幅にカットする。一方では、アメリカなどからの農産物輸入は自由化を進める。これでは、実際には農業・農村を衰退させると言わざるを得ないというふうに思えます。何としましても、農業農村整備事業予算を確保するために、是非この意見書を実現されるように頑張らなければならないというふうに思っております。

以上で、賛成の討論といたします。

議長（丸谷浩二君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

議長（丸谷浩二君） これより、発議第7号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、発議第7号は、提案のとおり可決されました。

---

#### 発議第8号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第21、発議第8号、子ども手当の抜本的見直しを求める意見書を議題とします。

議長（丸谷浩二君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、7番、笹原幸信君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 議長のご指名がありましたので、発議第8号、子ども手当の抜本的見直しを求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給をすることになり、今の赤字財政の状況では支給財源はすべて国債に依存することになります。

いわば、子や孫の世代にお金を借りて今の親を支援するという事にほかならず、このまま恒久的財源の目途が全くついていない状況において恒久的政策として続けていけば、国の財政は完全に破綻することは明白であります。よって、子ども手当は、日本の子どもたちや孫たちの利益を考えて、永久的な制度として存続されるべきものではなく、現行制度の見直しを強く求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長(丸谷浩二君) 本案に対する質疑を許します。

議長(丸谷浩二君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 質疑なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) ただいま議題となっております発議第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、発議第8号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立多数です。

したがって、発議第8号は、提案のとおり可決されました。

---

発議第9号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(丸谷浩二君) 日程第22、発議第9号、北陸新幹線の早期認可を求める意見

書を議題とします。

議長（丸谷浩二君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、7番、笹原幸信君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 議長のご指名がありましたので、発議第9号、北陸新幹線の早期認可を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

北陸新幹線は、日本海国土軸の形成や東海道新幹線の代替補完機能を確保し、さらに温室効果ガスの排出量削減など、重要な国家プロジェクトであり、国家的見地からも最優先に整備が図られるべき路線であります。

また、高速交通体系の柱として、国土の均衡ある発展に寄与するとともに、地域の経済と活性化に大きく貢献するものであり、あわら市の発展にとっても必要不可欠なものであります。

現在、平成26年度末の開業を目指して、長野・金沢間の整備が進められていますが、県内では福井駅部を除いて認可されず整備が進まない状況で、本市の計画的なまちづくりにも大きな影響が懸念されています。

ついては、沿線市民の長年にわたる悲願でもある北陸新幹線の一日も早い認可、着工が実現されるよう、国に強く要望するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 北陸新幹線の問題につきましては、私も再三この議会で取り上げて参りましたが、今までも何度か申しましたが、現在の新幹線建設のスキームは、第1には、建設費の3分の1は地元が負担をすること。二つ目には、新幹線が開通した場合には、並行在来線は第3セクターにすること、そして、三つ目には、先に申しあげました二つのことについて地元が同意すること。この三点が条件になっております。

ところが、今回のこの意見書案にはその新幹線が開通した場合の第3セクターがどういう形になるのかということは全く触れられておりません。

また、敦賀まで建設いたしますと、福井県内の建設費は5,300億と言われておりますが、これは大部分は県が負担するとのことではありますが、あわら市も負担がかかって参ります。これらのことが、将来、市の財政を大きく圧迫するという懸念がございます。全国的に見ますと、第3セクターはほとんど赤字経営でございます。

そういう状況であるにもかかわらず、この第3セクターのことについては、全く、どのような形になるのかということは明らかにされておりません。これでは地元の同意はとて得られないと思いますが、このことについて提案者はどのようにお考えなのか、またそういうことについて、提出者の間で議論はされたのかを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) ただいまの質疑でございます。

建設費に関すること、第3セクターに関すること、また地元同意に関することでございますが、建設費、第3セクターに関しましては、今回の委員会では協議はございませんでした。ただいま私が読み上げた内容の審査をして参りました。

また、地元同意という質疑がございましたけれども、これにつきましては、私は、県議会も可決をしている。また、福井市議会も昨日可決をした。あと、越前市議会も可決をしている。敦賀市議会におきましては、あすでしたか、上程されて恐らく可決をされるであろうと。この議会のある程度のといいいますか、議会の意思が地元同意に繋がるのではないのかなと、そういうふうに私は思っております。

以上です。

議長(丸谷浩二君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) これをもって質疑を終結します。

議長(丸谷浩二君) ただいま議題となっております発議第9号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 北陸新幹線の早期認可を求める意見書に反対の討論を行います。

ただいまも申し上げましたけども、新幹線建設のスキームは3点ございます。建設費の3分の1は地元が負担をすること。二つ目には、開通した場合には、並行在来線は第3セクターとすること。そして、三つ目に、この二つについて地元が同意すること、ということであります。

ところが、ご承知のように、福井県、この中心となる県は、第3セクターがどう



いう形になるのか、いまだに全く示しておりません。全国ではもう既に第3セクターに移行しているところがございますけれども、その状況を見ますと、ほとんどが赤字経営でございます。もちろん、第3セクターを設立するためには、出資金、また毎年の日常的な運営経費等の負担もありますし、赤字になれば、それも補てんをしなければならないということになります。また、これを建設する第3セクターを経営するということになれば、現在のJRから現在の北陸線の線路、駅舎等も全部買い取らなければならない。これだけでも100億円近くになるのではないかというふうに言われております。一体、これらの費用を誰がどれだけ負担するのか、全く明らかではありません。この点で私は知事の姿勢に大変大きな不信を感じておりますけれども、これを明らかにしないままに強引に建設を進めることは絶対に許されないというふうに思います。

ただいま、提案者の回答では、各議会で可決することが地元の意見だというような趣旨の発言がございましたけれども、本当に私どもは市民に対して、新幹線が開通した場合にどうなるのか、責任を持って説明ができるでしょうか。また、本当に新幹線が開通した場合に、あわら市にとって、利便性が向上するのでしょうか。多々疑問がございます。

私は、市民の中でも、新幹線は要らないという意見が多数であるというふうに思っております。この議会の中でも個人的には反対だと言われる方が何人もおられます。是非、立場に囚われることなく、本当に市民の立場に立って、本音で議論をして、本当にプラスになるのかどうか、真剣に考えていかなければならないというふうに思います。どう考えても、北陸新幹線の建設があわら市民にとってプラスになるとは考えられないということで、この意見書提出には反対をするものであります。どうか、議員各位のご理解ご協力を心からお願い申し上げまして、討論を終わります。

議長（丸谷浩二君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） これで討論を終結します。

議長（丸谷浩二君） これより、発議第9号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立多数です。

したがって、発議第9号は、提案のとおり可決されました。

---

発議第10号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第23、発議第10号、鳥獣被害防止総合対策事業予算の確保を求める意見書を議題とします。

議長（丸谷浩二君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、7番、笹原幸信君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 議長のご指名がありましたので、発議第10号、鳥獣被害防止総合対策事業予算の確保を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

我が国の農業、農村は、生産活動を通じ、自然環境の保全や伝統文化の形成など多面的な役割を果たしています。しかし、近年、高齢化・兼業化が一段と進み、農業生産基盤の弱体化を招くなど、農業の活力は総じて低下の傾向を示し、一層の厳しさを増しています。

こうした中、クマ、イノシシ等の有害鳥獣が人里に現れ、農産物等に甚大な被害を及ぼしているところであります。このまま放置すれば、被害がますます拡大し、ひいては農業者の生産意欲の減退にもつながり、農家経営にも大きな支障を来すことは必至であります。

更には、鳥獣被害防止総合対策交付金の本年度予算は、国の事業仕分けにより7割カットという大幅な減額となり、地元負担が増大するなど、今後の事業に支障を来す状況となっており、ついては、安心して農業生産活動に取り組むことができるよう要望するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長(丸谷浩二君) 本案に対する質疑を許します。

議長(丸谷浩二君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 質疑なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) ただいま議題となっております発議第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 5番、三上 薫君。

5番(三上 薫君) 発議第10号について、賛成の討論をさせていただきます。

当市においては、イノシシ害の防止のため、平成16年度に東部の山沿いに電気柵を設置し、また平成20年度より金網固定柵を設置するなど、被害防止に努めておるところでございます。

しかし、ここ二、三年は天候不順や降雪が少ないなどの影響により、個体数も相当数増え、通年にかけて活動し、山林・田畑畦畔を荒らしている被害が拡大しているのが現状であります。

更に、皆様ご承知のとおり平成20年度より3カ年、今年最後であります、特措法が発足して以来最終年度を迎えるところですが、民主党政権交代により、国庫事業の鳥獣被害防止総合対策総合交付金の本年度予算は7割カットといった大幅な減額となり、地元負担が増大し過ぎ、取り組めない状況であります。

よって、国に対して支援の拡大を要望するこの意見書の提出に賛成するものであり、議員各位のご賛同を是非よろしくお願いいたします。

議長（丸谷浩二君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 原案に反対の方の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） では、次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 発議第10号について、賛成の討論をしたいと思えます。

今、三上議員も申されましたが、有害鳥獣、特にイノシシの被害は、ここ数年いろいろ電気柵などの対策が講じられておりますけれども、被害は減るところか、増えているのが実態であります。

政府はこの間、3カ年特別措置法で対策をとって参りましたが、今年が最終年度、これが来年度以降継続されるという見通しも今のところ立っていないという状況であります。被害が増えているにもかかわらず、今年、今年度予算では予算を7割もカットするという事は、全く実態を無視したもので、許されるものではありません。

また、私は、できればこれにつけ加えて、捕獲したイノシシは埋めるということになっておりますが、これも労力、費用がばかになりません。どんどん数が増えていけばこれも大変な負担になります。是非捕獲したイノシシを食肉加工し、流通させるということについて、それができる資格者を養成する施設を建設する、そういうことについても国に強く求めなければならないというふうに考えます。

何としても、この鳥獣害対策予算を元どおり増額するように意見書を出していただき、国に強く働きかけていきたいというふうに思います。

議員各位のご理解とご賛同を心からお願いして討論といたします。

議長（丸谷浩二君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） これで討論を終結します。

議長（丸谷浩二君） これより、発議第10号を採決します。

本案を、提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、発議第10号は、提案のとおり可決されました。

---

#### 農業委員の推薦について

議長（丸谷浩二君） 日程第24、農業委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は4人とし、澤田明美君、長谷川信枝君、浅田實君、毛利純雄君。以上の方を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の方を推薦することに決定しました。

---

#### 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（丸谷浩二君） 日程第25、常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び厚生経済常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（丸谷浩二君） お諮りします。

各常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉議の宣告

議長（丸谷浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

---

#### 市長閉会挨拶

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会、長期間にわたりまして、議員各位にはご出務をいただき、慎重なご審議をいただきました。誠にありがとうございます。

特に、本日、追加議案として提出をいたしました両中学校の請負契約の締結につきまして、お認めいただきました。おかげ様で、一部外構工事は残るものの、これをもちまして市内の二つの中学校、七つの小学校、そして五つの幼稚園の耐震改修工事すべて執行が可能となりました。順調に工事が進みますと、今年度中に必要なすべての学校の耐震補強が完了いたします。恐らく、県内9市の中では一番初めに学校の耐震化100%が達成できるのではないかというふうに変にありがたく思っているところでございます。

全員協議会の場でもちょっとご報告をいたしました。今までにかかりましたすべての経費は、事業費ベースで申し上げますと、49億円になります。この財源内訳でありますけれども、19億円が国庫補助、それから9億円が経済対策の臨時交付金でございます。また、20億円が合併特例債、当面必要となる一般財源が1億円という、こういう内容になっております。

国庫補助事業につきましては、近年補助率が上がってきたということは、議員ご承知のとおりであろうかと思っております。

また、経済対策の臨時交付金の9億円につきましても、大変これは幸運であったと思っております。この交付金が福井県全体で36億円でありました。あわら市に次いでこの交付金の額が大きかったのが福井市で3億6,000万円でありましたので、いかにこの学校建設に充当することができた9億円が大きかったかということがご理解いただけるのではないかというふうに思っております。

また、合併特例債の20億円でありますけれども、これも借金でありますから当然償還をしていかなければなりません。これも議員ご承知のとおり、すべてが合併特例債でありますので、本則どおりの計算をいたしますと、20億円のうち、おおむね7億円程度が市の一般財源に将来なるのではないかというふうに計算はされます。そういたしますと、当面必要な1億円と合わせますと、今後8億円が市の負担になるのではないかというふうに想定されます。先ほど、49億円と申し上げましたのは、事業費ベースでございます。入札の結果の金額でありまして、これはちょっと計算はしておりませんが、予算ベースでいけば、私は55億円を下らないのではないかなと思っております。そう考えますと、あわら市の負担8億円で55億円の事業ができたということになります。こういうふうに変にいいタイミングで事業を進めることができたわけでありまして、これにつきましては、特に20年度の後半から21年度にかけて、しばしば臨時議会等を開催をさせていただきまして、議員の皆様にご苦労をおかけしながら、しかし精力的に審議をさせていただきました。いろいろな課題はありましたが、あわら市が今置かれている状況、そして、今後の学校整備のあり方についての変に温かいご理解をいただいた結果、このように有利な形で事業進捗を図ることができたというふうに思っております。

ます。議会をはじめ、市民の皆様のご理解とご支援に心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、いよいよ明日は参議院選挙の公示日でございます。議員各位にはそれぞれのお立場でご活躍されることと思えますけれども、いずれにしても大変蒸し暑い時期が続いておりますので、議員各位には、どうかお体を、十分ご健康にご留意いただきましてご活躍されますように、心からお祈りをいたしまして、閉会に当たってのお礼のご挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### 議長閉会挨拶

議長（丸谷浩二君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思っています。

今定例会に上程されました議案等につきましては、議員の方々、集中審議いただきまして、議会として妥当な決議をいただきまして、本当にご苦労さまでございました。

また、今、市長のご挨拶にもありました小中学校の整備につきましても、子供たちの安心・安全を第一に考え、議会として認めてきたところでございます。

また、私が思うには、本来、一番大事なものは、子供たちが心身ともにすくすくと成長できる環境づくりが一番大切ではないかなというふうに思っております。今後とも、工事の進捗、並びにそういった環境づくりには、理事者ともども、教育委員会、教育関係者の方々には特段のご配慮を賜りますように、お願いを申し上げたいと思えます。

また、いろんな問題が出てきております。やはり、児童数が減ってくるということで、先生等々の配置数にも影響が出ているということも現実を帯びてきております。このことにつきましても、子供たちが勉学やスポーツに大いに力が発揮できるような特段の配慮をいただきますように、あわせてお願いを申し上げたいと思えます。

また、これから夏を迎えます。我々議会に対しましてもまだまだいろんな諸問題が課せられております。議員活動を通して市民の声等々、いろいろお聞きいただきまして、今後の議会の一端としていただけますようお願い申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（丸谷浩二君） これをもって、第48回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後3時03分）

---

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 2 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員